

# 地名 散歩

## 第33回 我こそは世界の中心？—中央という地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

日本の首都・東京の「まん中」はどこだろうか。都庁のある新宿区か、それとも皇居のある千代田区か。それとも代表的な商業地区である銀座や、「道路元標」の所在地・日本橋のある中央区か。何を基準にするかで解釈はいろいろあるだろうが、「まん中」を歴史的に長らく市街地の中心であり続けた区域とすれば、東京の場合はやはり中央区となるだろう。ちなみに現在都庁のある西新宿は昭和7年(1932)まで豊多摩郡淀橋町という東京市の外側だった。

それはともかく、現在の日本で大都市のまん中を示す「中央区」は9つある。全部挙げると札幌市(昭和47年)、さいたま市(平成15年)、千葉市(平成4年)、東京都(昭和22年)、相模原市(平成22年)、新潟市(平成19年)、大阪市(平成元年)、神戸市(昭和55年)、福岡

市(昭和47年)。

カッコ内は成立年で、東京都の昭和22年(1947)がダントツに古く、戦前の35区が現在の23区に再編される過程で日本橋区と京橋区を合わせたものである。次に登場した中央区は、四半世紀も後の昭和47年(1972)の札幌市と福岡市で、両者とも政令指定都市で初めて区制を敷いた際の命名だ。これに対して昭和55年(1980)の神戸市、平成元年(1989)の大阪市は都心部の小さな2区を合併させたものである。

中央区と似た位置づけをもつ区名に「中区」がある。こちらは横浜市(昭和2年)、浜松市(平成19年)、名古屋市(明治41年)、堺市(平成18年)、岡山市(平成21年)、広島市(昭和55年)で、この中では名古屋市が突出して長い100年以上の歴史を持っている。これを見



中区・中央区では最も歴史が長い名古屋市中区。  
1:50,000 「名古屋南部」昭和2年鉄道補入



城下町の町名の大半を抹消して「中央」に改めた上田市。  
1:25,000 「上田」平成11年部分修正

れば中央区と中区のどちらが最近の「流行」かは判断がつかないが、いずれにせよ、中や中央を名乗る区名が増えたことだけは確かだ。現在では中央区が9つ、中区が6つの合計15である。

しかし、従来と違う位置づけのものが少々出てきたところが最近の傾向だ。従来は中区といえば都心(旧市街)があって、市役所や県庁・府庁が存在するのが当たり前であった。ところが平成18年(2006)成立の堺市中区と同21年の岡山市中区は都心ではなく、どちらかといえば自然地理的な「市域のまん中」に命名されたのである。両市の都心部は堺市堺区、岡山市北区だ。

中央のつく町村も少数ながら存在した。岡山県久米郡中央町と、熊本県下益城郡中央村(昭和50年からは中央町)で、両者とも昭和30年(1955)1月1日に合併によって誕生した。どちらも県の中央に位置することにちなむ命名で、岡山県の方は平成17年(2005)に合併で美咲町に、熊本県の方は同16年に合併で美里町となった。昭和の大合併期に誕生した「中央」を称する自治体が、半世紀後の平成の大合併でいずれも「美」のつく自治体になったのは、地名の「流行」という見地から興味深い。ところが、両者が消滅した直後の平成18年(2006)には山梨県に中央市が誕生した。やはり山梨県の中央に位置する、という命名の発想は半世紀前の先輩町村と同じである。他に地名を冠したものに四国中央市と吉備中央町がある。こちらも平成の大合併で誕生したものだ。

さて、中央という名の地名で圧倒的に多いのは市内の町名である。当然ながら多くが都心部にあるが、中には山林にかかっているも

のもあって、住民の「中央志向」の根強さが伝わってくる。「中央町」を以下に挙げてみたが、北海道から鹿児島県まで非常に多い。読みは多くが「ちゅうおうちょう」で、一部に「ちゅうおうまち」がある。それらにはm印を付けたが、富山県・福岡県・大分県に目立つ。

江別市・上川町・北見市・新冠町<sup>にいかつぶ</sup>・登別市・室蘭市・三沢市・一関市・山田町・横手市m・古河市・取手市・結城市・小山市・那須塩原市・壬生町<sup>みぶ</sup>・伊勢崎市・銚子市・東久留米市・目黒区・阿賀野市・柏崎市・新発田市・妙高市<sup>いみず</sup>・射水市m・小矢部市m・高岡市m・砺波市m・氷見市m<sup>ほくい</sup>・羽咋市m・敦賀市・葦崎市・岡谷市・熱海市・伊東市・島田市・富士市・富士宮市・三島市・東海市m・岩倉市・大府市<sup>おわせ</sup>・尾鷲市・桑名市・松阪市・彦根市・豊岡市m・川西市・三田市・岡山市北区・笠岡市・宇部市<sup>くだまつ</sup>・下松市・下関市・周南市・防府市・坂出市・高松市・宇和島市・土佐清水市・久留米市m・田川市m・五島市m・大分市m・津久見市m・中津市m・別府市m・西都市・出水市・鹿児島市<sup>たるみず</sup>・垂水市・枕崎市。

この後で単に「中央」と称する地名を列挙しようと思っていたが、数えてみると140以上とあまりに多いので諦めた。これら中央町・中央の大半は、住居表示法が昭和37年(1962)に施行された後に誕生したものである。そこが埋立地でもない限り、かつては歴史的町名が存在したはずのエリアであり、これら「中央」や「中央町」の存在は、日本人が戦後いかに多くの地名を弊履の如く捨て去ってしまったかを教えてくれる。中には「旧市街がほとんど中央になってわかりにくい」と、旧町名を使う住民が多い市もあるというから皮肉なものだ。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員



表紙写真  
「厳寒の挑戦」

第29回写真コンクール連合会長賞  
君島 利夫●栃木会

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 平成26年を振り返って  
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 菅原 唯夫
- 06 事務所運営に必要な知識  
一時代にあった資格者であるために—  
第29回 土地及び家屋の相続・遺言に関する基礎知識  
日本公証人連合会 広報委員長 公証人 荒木 俊夫
- 10 平成26年度 第1回全国会長会議
- 12 地面のボタンのなぞ 空を飛ば
- 13 平成25～26年度研究所研究中間報告
- 17 重要なお知らせ  
日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局について
- 18 平成26年度土地家屋調査士試験  
受験者アンケート集計結果
- 20 愛しき我が会、我が地元 Vol.10  
青森会/和歌山会
- 23 札幌地域災害復興支援士業連絡会が  
「札幌市災害時相談業務の応援協定書」に調印
- 24 会長レポート
- 26 会務日誌
- 28 公嘱協会情報 Vol.110
- 30 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 31 ちょうさし俳壇
- 32 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の  
ダウンロードについて
- 34 お知らせ  
特定認証業務の民間認証局への移行に伴う  
電子証明書の発行について
- 36 国民年金基金から
- 38 平成27年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 39 新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い
- 40 ネットワーク50  
山口会/長崎会
- 42 もしもこんなことが起こってしまったら？
- 43 平成26年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 44 土地家屋調査士新人研修開催公告  
九州ブロック協議会
- 44 編集後記



# 平成26年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 菅原 唯夫

## 1 はじめに

会員の皆様には、日頃から連合会の活動に多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。平成26年も私としては光陰矢の如しというように過ぎ去ろうとしています。しかし、この1年を振り返り、反省とともに来年の更なる自分の成長と連合会の発展につなげていきたいと思ひ筆を執らせていただきます。最初にお断りしておかなければならないことは、あくまでも一人の副会長の立場で書いておりますので個人的な想いであり、執行部で合意した内容ではありませんのでよろしくお願いいたします。

## 2 今年の二つの事業

今年の連合会の会務の始まりは1月7日の正副会長会議から始まりました。1月15日、16日に開催される第2回全国会長会議と新年賀詞交歓会の対応について打合せをして、今年も連合会が進める「境界紛争ゼロ宣言!!」の下に、気を引き締めて行くことを確認してスタートをしております。その後、数多くの会議や打合せを経て、土地家屋調査士制度の発展と各土地家屋調査士会や会員のためにスムーズな業務や会務運営ができるように努力を重ねております。

今年は連合会の事業として2014日調連公開シンポジウムを開催するとともに久々の連合会主催である実務講座を企画させていただきました。

シンポジウムは「境界紛争ゼロ宣言!!」をどのように社会的に発信していくかを考え、会員はもちろん一般の方や隣接土業の方、官公庁の方などに現代社会の不動産関連の問題点の認識と、それに携わる土地家屋調査士の境界(筆界)への関わりの重要性を考える機会として捉え、境界紛争による不幸な事件を防ぐために実施しております。

一方、実務講座においても筆界確認、筆界特定、訴訟などについて、前法務省民事局民事第二課長で現在は東京地方裁判所裁判官の江原健志様に講演を頂き、その後、各会から派遣していただきました方々と「境界紛争ゼロ宣言!!」と土地家屋調査士の役割を中心に、必要な土地境界の実務に関する問題などを検討していただき、土地家屋調査士の資質向上のために、土地家屋調査士会と連合会の重層的な取組みをしていきたいと考えて実施することといたしました。

## 3 認証局、不動産登記規則第93条不動産調査報告書

昨年に続き、どのようにしたら土地家屋調査士が土地境界の専門家として社会からの認知を得て、その地位を確立し、社会的使命を果たすかという考えで、二つの事業を計画して実施しましたが、これだけではなく、連合会の事業としては地道に取り組んで実施しているものも数多くあります。

連合会で運営を行っている特定認証業務を民間が運営する認証局に委託できるように準備を進め、11月には新たなファイル形式によるICカードの更新発行を開始しています。これにつきましては移行のために多くの人手を要するために、その人員確保と民間業者との打合せの積み重ねで実施できたものであります。また、オンライン登記の推進とそれに伴う表示登記に関する完全オンライン化に向けては法務省との協議が繰り返され、それに相俟って不在土地所有者の問題等についても協議を進めているところでもあります。これに関連するものとしては会員の業務上で関心が高い不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式改定の問題もあります。これにつきましては、前執行部のときから法務省とも協議を続けていましたところ、今年は法務省民事局民事

第二課長、地図企画官、補佐官と土地家屋調査士業務に関係する方に人事異動があり、打合せや、意見交換で法務省も連合会も苦労したところもありました。何とか法務省は各法務局及び地方法務局に、連合会も各土地家屋調査士会に、今後の表示登記の方向性も見据えた上で、現在使用しているものより見やすく判断しやすい不動産登記規則第93条不動産調査報告書案を示すことができたと思っております。会員にとっては現状の不動産登記規則第93条不動産調査報告書に慣れていることは十分理解していますが、連合会としても先を見ながら、そして各会のご意見をいただきながら不動産登記規則第93条不動産調査報告書を改定していきたいと考えますのでご協力をお願いする次第であります。

#### 4 そのほかの事業と問題点

会員の業務に直接関係する調査・測量実施要領や認定登記基準点の運用に関しても今年は力を入れてきました。この二つについても、問題は多くあり調査・測量実施要領を会則に位置づけていない会との関係、基準点に対する考えが変わっていく中での認定登記基準点の将来構想、そもそもが、座標という考えや基準点測量の必要性については、会員の認識の向上が必要であり、来年度には検討をしていかなければならないと思っております。

研修関係では、今年度はeラーニングの拡充に知恵を絞っていますし、研修ライブラリについても使いやすいシステムに改良しております。会員必携についても見直しのためのワーキンググループを組成して、各委員は精力的に進めていただきました。ただし、研修部には特別研修という大きな事業があります。実施においては受講者数の問題など多くの課題もありますし、すべてにおいて公益財団法人日弁連法務研究財団との打合せや会議が必要でありますので、一概に事務局等による作業だけではできない点もあります。この特別研修も含め、ADR認定土地家屋調査士の活用は将来構想も含めて研修部だけでなく大きな枠で考えていかなければならないと思っておりますし、来年度は本腰を入れてかからなければいけない時期であり、目を背けられない部分であると思っております。

また、本来の研修部としては、会員の資質の向上のために何が必要かを考えて、全国50会がある程度統一した研修で資質を高めていくために、研修方針や研修体系までも考えて行かなければならないと思っております。

社会事業部は今年も国土交通省の国土調査法第19条第5項申請を進めるために国土交通省、法務省とも打合せを行っております。19条5項の持つ土地家屋調査士業務との関わりを重視して申請を多く出していただき地図として法務局に整備されるよう検討を進めています。

また、法務局の不動産登記法第14条第1項地図作成作業においては、受託関係の分析を行い来年以降に行なわれる大都市による地図作成についても作業方法、積算根拠などを示して法務省と打合せを行っている最中であります。

地図につきましては、土地家屋調査士が一番の理解者であり利用者であると考えておりますし、地図の重要性については十分な認識があると考えます。しかし、14条地図作成作業の受託関係については各会と受託者において話し合える場があるかということ、そうでもないように思えます。受託者も昔の受託団から公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立され、時代の流れで土地家屋調査士法人、公益社団法人、一般社団法人など受託体制に変化はありますが、地図は土地家屋調査士が作るという意識はあると思っております。入札により作業手法の問題や金銭的問題がありますが、会は門扉を広くして受託者の話を聞き、各法務局と打合せをしていただければと考えます。もちろん連合会としても法務省と地図全般について打合せができる体制を持っていますので各会と力を合わせて、より良い地図作成ができるように努力したいと考えております。

さて、すべての事業については書けないところがありますが、1年を振り返ってというよりは、連合会の副会長になってから連合会を見たときに、大きな問題点も見えてきました。現在、理事会等では、自由に意見交換ができる状況にあると思っておりますが、各部連携が思うようにできていないのではないかという問題と、前々からある大きな問題の解決を何処の所管として行うべきなのかを考えた場合、今の組織体制全体の構成と考え方を考える必要性があ

ると考えます。それを解決するためには役員の選挙制度や、役員の継続性、さらには、事務局の体制にも影響を及ぼすことになるため、大きな改革が必要と考えます。

土地家屋調査士制度は65周年になろうとしています。制度の大きな分岐点はすぐ目の前に来ていると私は考えています。

## 5 土地家屋調査士制度の将来を考え夢ある未来に

国は平成25年秋から検討を進めてきた「国土のグランドデザイン」に関し、今年7月に「国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～」を取りまとめ発表しました。これにより急速に各省庁間において問題点を抽出して解決策を探っていくことになるでしょう。というよりは、すでに始まっていると考えてよいと思っています。そのときに登記制度だけが変わらずにいることは考えられないと思っています。そんな焦りもあって土地家屋調査士制度がどのようにこれから変化して、それを支える会員にはどのような要素が必要で、どのような研修が必要であるか、どのように個々の資質をあげていかなければならないかを考えることが必要と感じ、「制度の将来と研修体系を考える会議」の場を持ちました。

今年度は、私を含めて3名だけで基礎になるものを話し合ったに過ぎないのですが、私としては、今後「土地家屋調査士制度のグランドデザイン2050」として内部からも外部からも話ができる方を中心に検討していただき、時代の流れとともに変更を加えながら、連合会執行部も共通認識を持って将来に進むような体制が作れないかを考えているところです。

終わりに、土地家屋調査士制度に未来はあるのだろうかという質問に出合うときがあります。私は十分にありと思っています。例えば、国土交通省の「国土のグランドデザイン2050」のはじめには、巨大災害の切迫や急激な人口減少、過疎化、高齢化と少子化など不安要素も謳っていますが、①人口減少においても生活に必要な各種サービスの維持を必要としています。②住み慣れた地域に住み続けたいという思いを叶える国土政策や複数の主体が、目標を共有し、共に力を合わせて活動する国土・地域づくりの

新しい「協働」の時代だともいっています。③登記に関することでは相続手続が行われなまま放置され、相続人が多数にのぼり、その実態の把握が困難であるなど、いわゆる所有者不明の土地が国土利用、災害復旧等を阻害している。④今後人口減少により更に状況が深刻化するおそれがあることなどを踏まえ、所有者不明土地の実態把握や、活用を進めるためのルールづくり等を進める。この部分に関しては今の執行部でも既に関係機関と打合せを始めています。⑤土地は重要な国民共有の資源であり、所有者不明であることによってその適切な利用が阻害されていることは極めて大きな損失である。このため、国土の適切な利用や地域振興など公共・公益的な視点と、いわゆる財産権の不可侵性のバランスに配慮しつつ、その利用促進を図るための制度のあり方について幅広く検討する必要がある。とあります。

このように、①から⑤まで取り上げてみましたが、この中では当然、国土・地域の担い手づくりに土地家屋調査士は必ず必要となり、活躍する場面が多くなってくると考えています。ただし、それを確実にするためには関係機関との協議や、全国土地家屋調査士政治連盟と協力して政策提言をするなどの必要性と、先を読みながら路線変更できる連合会と各土地家屋調査士会の力が必要です。また、土地家屋調査士個々の資質の向上を図って、全体がレベルアップしなければいけないと思っています。国土交通省の「国土のグランドデザイン2050」は「夢なき者に成功なし」。今、まさに国土の上に夢を描くときである。で締めくくっています。

連合会副会長になって忙しい日々を過ごしておりますが、この一年大過なく務めて来られたのも全国の土地家屋調査士という仲間のおかげと、全調政連の担当として多くの先輩方のご意見とご指導をいただけたことです。本当に感謝を申し上げます。いま、また古い記録誌を読み直したりして勉強をしています。各会の役員の皆様や連合会の役員の皆様、会員の皆様からも教えられることはいっぱいありますし、先人から教わることもいっぱいあります。それを吸収しながら未来につなげることを考え、そして来年につなげていきたいものと思っています。

本年は本当にありがとうございました。そして来年もよろしく願いいたします。

# 事務所運営に必要な知識

## —時代にあった資格者であるために—

### 第29回 土地及び家屋の相続・遺言に関する基礎知識

日本公証人連合会 広報委員長 公証人 荒木 俊夫

#### はじめに

公証人と土地家屋調査士との関わりといえば、まずはマンションなどの「規約設定公正証書」の作成を第一に思い浮かべます。超高層マンションの建設ラッシュでマンションの規約設定公正証書の作成が多かった頃とは違い、最近はだいぶ落ち着いてはいますが、それでもたびたび土地家屋調査士の方がいついつまでに作成したいと急ぎで依頼に見えたりします。そのほかに、土地の分筆・合筆登記をするのに、登記済権利証又は登記識別情報を紛失して、その登記を司法書士・土地家屋調査士の方に委任するための委任状の認証手続を依頼されることも少なくありません。

それにしても、公証人としては、今、遺言公正証書の作成が増加の一途をたどっており、重要な業務の一つになっています。平成25年度は、全国で約96,000件の作成がありました(別表1参照)。特に、相続税法の大改正があり、相続税の基礎控除の変更などが来年1月から施行されます。東京都内などは不動産の資産価値が高いため、相続税の申告を必要とする場合が大幅に増加するだろうと予想されています。そこで、資産家でなくとも相続税に対する関心は高く、遺言公正証書を作成しようという方も当然増えており、平成26年度は、全国で10万件の作成に達する勢いです。そして、日本の場合、資産としては不動産が中心であり、不動産をどのように遺産分けするかが遺言の重要な問題です。そこで、土地家屋調査士の方には、相続及び遺言についてより深く知識を持っていただくのも、今後は必要ではないかと思えます。

また、せっかくの機会ですので、公証人・公証役場についても、ご紹介してよりよく知っていただければと思います。

遺言公正証書作成件数の推移	
平成10年	54,973
平成11年	57,710
平成12年	61,255
平成13年	63,804
平成14年	63,804
平成15年	64,376
平成16年	66,932
平成17年	69,831
平成18年	72,235
平成19年	74,160
平成20年	76,436
平成21年	77,878
平成22年	81,984
平成23年	78,754
平成24年	88,156
平成25年	96,020

別表1

#### 公証人と公証役場

公証人は、法務大臣から任命され法務局又は地方法務局に所属する一種の公務員ですが、国から報酬を受けるのではなく手数料収入により役場を維持する、その点ではいわば自営業者です。公証人は、現在、法曹有資格者などの法律実務家から公募制で採用されており、遺言公正証書などの公正証書の作成、私署証書や会社定款の認証、確定日付の付与などの公証業務に従事しています。

公証人が勤務する事務所を、公証役場あるいは公証人役場と言います。「役場」とはいかにも古めかしい名称ですが、公証人法に決まっています。全国には、公証役場が約300か所あり、公証人は約500人おられます。そして、日本公証人連合会の本部事務所が東京都千代田区霞が関にあります。

公証人は、公証役場で執務するのが原則ですが、例外として事件の性質上又は法令の定めにより出張

して執務できることになっています。遺言は、公証人法によって公証役場から出張して作成することが許されています。その場合における公証人の職務執行の区域は、その所属する法務局又は地方法務局の管轄区域と同じです。従って、例えば、東京法務局所属の公証人は、横浜地方法務局等他の法務局管内の病院に出張して遺言公正証書を作成することはできません。ただし、東京の公証人の公証役場に相談に来た北海道に居住する依頼者の遺言公正証書を同公証役場で作成することは全く問題ありません。

## 相続と遺言公正証書

1 相続については、民法「第5編 相続」(第882条～第1044条)に規定されており、遺言は「第7章 遺言」(第960条～第1027条)に詳細な規定がおかれています。相続編は、まず「相続は、死亡によって開始する。」(第882条)と当たり前のような条文で始まります。すなわち、人は死亡すると、所有していた財産を相続によって他の者に引き継ぐことになるのです。そこで、その引き継ぐことになる相続人や相続割合が民法で規定されています(なお、第882条からして、相続人は、被相続人が死亡したときに生存していなければなりません。災害や交通事故などによって被相続人と同時に死亡したような場合も相続できません。その場合むしろ、両者において相続が開始されるわけです。)

しかし、被相続人が所有していた土地、建物、預貯金などを具体的にどのように遺産分けするかは、相続人全員で遺産分割協議をして決めなければなりません。遺産分割協議が整えば、その分割協議書により、不動産であれば相続登記がなされるわけです。しかし、遺産分割協議は、法定相続割合に従う必要はないので、合意に達するまでに難航することも多く、「争族」「争続」とまで揶揄されるのです。そこで、被相続人は、自分の財産ですら生前に遺産分けを自分で決めることができ、それが遺言です。相続人同士が争わないように遺言書を作成するケースが増加しているのです。

2 遺言書は、被相続人が死亡してから効力が生じるので(推定相続人は、期待権を有するに過ぎません。)、要式行為として作成方法が詳細に規定されています。それによれば、基本的には、「自筆

証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3つがありますが、秘密証書遺言はほとんど利用されず、まずは「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」で作成されているといえます。自筆証書遺言は、署名だけでなく全文を自筆で書かなければならないこと、遺言執行に当たっては、家庭裁判所の「検認」を受けなければならないことなどのほか、誰かに破棄・隠匿されたり遺言執行までに紛失してしまう可能性もあり、さらには、通常は素人が作成するので法律的に無効になるおそれもあるとはいえないことから、公正証書遺言も年々作成件数が増加しているのです。

3 遺言公正証書は、依頼者の話を公証人が聞き取って公証人が作成しますので、依頼者が自分で起案又は清書する必要はありませんし、法律的に無効になるようなおそれはありません。また、遺言公正証書は、中立公正な公証人が作成し、作成する場には証人2人以上が立ち会わなければならないことになっており、後日遺言者の遺言能力や真意による遺言であるかどうか争われることも少なく、争いを未然に防ぐことができるともいえます。また、家庭裁判所の検認も必要ないので、遺言者の死亡後、速やかに執行を行うことができるのです。

さらには、遺言公正証書は、「原本」、「正本」、「謄本」の3通を作成し、正本と謄本の2通を遺言者に交付するのですが、原本は公証役場で半永久的に保存することになっています。もし、正本あるいは謄本が破棄・隠匿、紛失するようなことがあっても原本が残されていますので、遺言の内容を確実に執行することができるのです(なお、平成26年4月から、電磁的記録による原本の二重保存制度が導入されました。)。また、日本公証人連合会では、遺言公正証書をデータベース化していますので、相続人は、被相続人の死亡後に遺言書が見つからないような場合は、全国どこの公証役場においても被相続人が遺言公正証書を作成していないかどうかを検索することができます。そして、作成していることが判明すれば、作成した公証役場に申請すれば、先ほど述べたとおり、原本が保管されていますので、遺言の中身を確認できますし、正本又は謄本を復活することができるのです。

4 ところで、遺言公正証書では、「相続させる」と「遺贈する」とが使い分けられます。民法で規定されている法定相続人に遺産分けする場合には、通



常「相続させる」となります。そして、法定相続人以外(法人も含む。)に遺産分けする場合には、遺言でしなければならないのですが、「遺贈する」と記載します。「相続させる」と「遺贈する」とでは、遺産分けすることでは何ら変わらず、不動産の場合も、以前は登録免許税が違っていたのですが現在はどちらも同じになりました。しかし、不動産の遺産分けを登記する場合、「相続させる」とした場合には、相続人が相続によって遡及的に所有権を取得しますので、相続人が単独で相続登記することができます。それに対して、「遺贈する」場合には、一旦は、法定相続人が相続して受遺者に所有権が移転することになり、法定相続人が登記義務者となり、登記権利者である受遺者と共同して遺贈登記をします。遺言執行者が指定されていれば、遺言執行者は法定相続人の代理人ですから、遺言執行者が登記義務者となります。

5 相続人は、被相続人が死亡したときに生存していなければならないと先に記述しましたが、生存していない場合には、亡くなった子が相続人であれば孫、ひ孫と、直系卑属で生存する者が順に代襲相続人となり、兄弟姉妹が相続人であればその子、すなわち甥、姪(そのまた子は相続人にはならず、甥姪まで)が代襲相続人となります。遺言で遺贈するとした場合、受遺者が生存していなければその遺贈は無効となります。また、遺言で子や兄弟姉妹に相続させるとした場合も同様であり、その代襲相続人にそのまま相続させることにはならず、亡くなった相続人に対する相続の部分は法定相続になり、代襲相続人と他の法定相続人との遺産分割協議が必要となります。そこで、遺言で遺産分けする相手が遺言者より先に(同時死亡を含む。)死亡する場合に備えて、その場合の遺産分けを予備的に決めておくことがあります。それを予備的遺言あるいは補充遺言と呼んでいます。

6 遺言で遺産分けを決める場合、遺留分に気をつけなければなりません。遺言では、法定相続分に反する遺産分けをしても有効なのですが、配偶者、子(孫など直系卑属を含む。)、直系尊属に遺留分があります。すなわち、相続財産の2分の1(直系尊属だけが相続人である場合は3分の2)は自由に遺産分けできるのですが、残りの2分の1(あるいは3分の1)は法定相続分で遺産分けしなければならない、その相続人の権利を遺留分といいます。例えば、妻と2人の子供がいれば、妻は4分の1、

子はそれぞれ8分の1の遺留分となります。ただし、兄弟姉妹(甥や姪も同じ)には遺留分がないので、配偶者、子ら、直系尊属がいなければ、遺言者は、どのような遺産分けの仕方をしていても法律上は問題ないこととなります。

遺留分に反する遺言も有効なのですが、遺留分を侵された相続人は、多く遺産分けを受ける者に対して遺留分を主張することができ、これを遺留分減殺(げんさい)請求といいます。しかし、遺言の内容を知ってから1年以内に主張しなければ権利がなくなります。どちらにしても、公証人は、遺言作成の依頼者に対して、遺留分に反するか否かをよく検討した上、遺留分に反する場合には遺留分についてよく説明し、遺言の執行で相続人同士で争いがないように配慮することになります。遺言依頼者の中には、遺言を書けば絶対的にその通りになると思っている方も多く、その説明は特に重要です。

7 遺言における不動産の相続は、登記簿と固定資産税課税明細書(あるいは評価証明書)をもとに、その特定には正確を期して記載することになります。また、遺言作成後に新たに不動産を取得したような場合には、その不動産を誰に相続させるかで遺言書を書き替える必要がありますが、もし書き替えなければ、「その他一切の財産を相続させる」と記載した中に含まれることになるでしょう。

## 不動産を相続させる場合の遺言書作成上の問題

日本における相続財産は、まずは土地、建物、借地権といった不動産ということになります。そして、これをどのように遺産分けするかで頭を悩まされている方が多いのです。相続税対策としても知恵を絞るところだと思います。そこで、遺言でも不動産を誰にどのように相続させるかが中心となります。そんな中で次のような具体的な問題で、遺言の作成に苦労しております。

### 1 土地・建物を分割して相続する場合

遺言公正証書における土地、建物の特定は、登記簿により、未登記であれば固定資産税課税明細書又は評価証明書の記載によっています。そして、土地、建物を遺言で遺産分けするには、現物分割、代償分割、換価分割とがあるのですが、代償分割とは誰かがその不動産を相続する代わりに他の相続人に対し

て代償金を払うというものであり、換価分割は他に売却してその代金を分配するものです。それに対して、現物分割は、その不動産を現実に分割し又は共有持分で相続させるというのですが、遺言作成の依頼者の中には、比較的単純に現物分割、それも実際に不動産を分割して遺産分けしたいと希望してくるのです。代償分割では代償金を用意できない、換価分割はすぐには売却したくない、現物分割でも共有持分では所有者が複数人になるのでその後の処分などに困るので避けたい、ということがあるのに対して、現物を実際に分割すれば、広い土地を相続人に平等に分けることができるなど、一般人には分かりやすいのでしょう。

そこで、実際の土地のどこからどこまでをXに、残りをYにというような形で遺言書の作成を頼まれるのですが、本人達はその境界が分かっても第三者には分からないので、それをそのまま遺言書にはできません。そこで、公証人としては、通常は分筆登記をしてもらってから遺言書を作成することになりますが、事情によっては、分筆登記をする前に遺言書を作成しなければならないこともあるのです。

しかし、遺言書を執行する際、遺言書により土地家屋調査士が分筆登記することができなければなりませんので慎重な対応が必要になるのです。分筆登記のために測量が終わって正式な測量図が完成し、分筆登記手続の準備をしている段階のときは問題がないのですが、逆に、測量図がなく遺言者など素人が書いた図面しかないときは、通常は遺言書を作成しない方が無難ということになります。しかし、不完全ながら測量図があって境界石により各地点からの距離を特定して分割しているような場合には、その後、土地家屋調査士が測量して分筆登記することが可能な事案もあります。そのような場合には、依頼者にあらかじめ土地家屋調査士に見ていただいて、遺言書によって分筆登記が出来るかどうか意見を聞いてもらって、その確認をした後、遺言書を作成すべきだと思われます。可能であれば、例えば、「別添図面の土地のうち、A、E、F、G、C、D、Aの各点で囲まれた部分をXに、E、B、G、F、Eの各点で囲まれた部分をYに相続させる」などとし、その図面を遺言書に添付することになります(別添図2参照)。

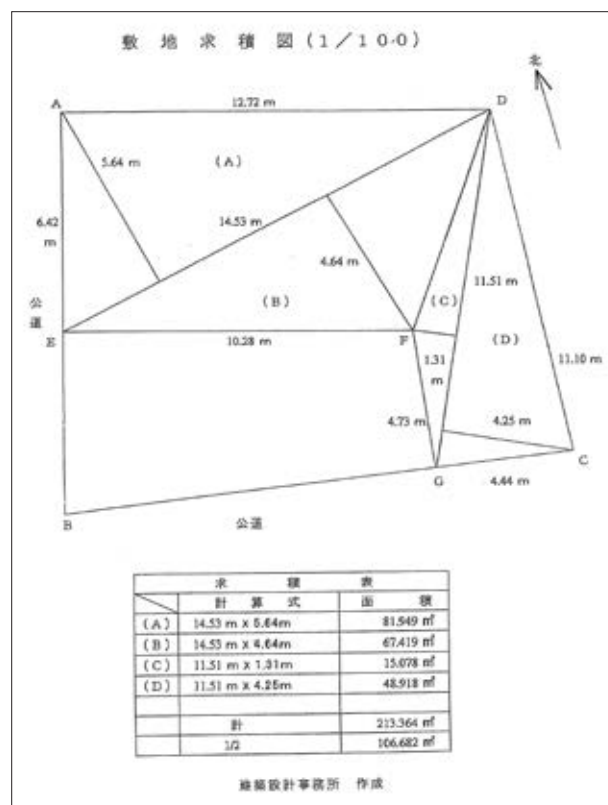
また、区分登記されていない建物について、例えば、1乃至5号室はX、6乃至10号室はYに相続させるという遺言では登記できないので、そのような

場合には、X及びYに建物を各2分の1の割合により相続させるというように割合で記載し、条文の下端または付記事項に「なお、建物の1乃至5号室はX、6乃至10号室はYに相続させるものとする。」などとして、遺言執行後に区分所有登記をするなどすべきということになると思われます。

## 2 建築中の建物の相続

建物の特定につき、建築中の建物の場合には登記簿や固定資産税課税明細書又は評価証明書によって特定できないので、建築確認済証又は工事請負契約書等によって表示しています。しかし、遺言者の生前に建築が完了して保存登記を済ませたような場合には、やはり遺言書を書き替えて登記簿の記載によって特定しておくのがベターだといえます。

また、建築予定の建物の遺言には注意が必要です。敷地が特定されていても登記は形式主義なので、敷地の上に2棟の建物を建てると特定されていないことになりどちらの建物も登記できないこととなります。1棟であれば敷地が特定されていれば登記は可能ですが、登記の際もめないとも限りません。そこで、「その他一切の建物」という条項を入れて、最悪この条項で登記できるようにしておくこともあります。



別添図2

# 平成26年度 第1回全国会長会議

今年度、第1回全国会長会議が、平成26年9月25日(木)午後1時～午後5時、翌日26日(金)午前9時15分～正午までの間、東京ドームホテルを会場として行われました。地下1階「オーロラ」において全体会議を、また5階「吉祥」、「蓬萊」、「真砂」、「初音」の各部屋で共通の課題に対してグループ討論を行い、翌日、全体会議でグループ討論の内容を報告し、全体協議するという会議の進め方で行われました。



## 「林千年連合会長あいさつ」

冒頭、足に怪我をしてしまったとのことで松葉づえをつきながら演壇へ、そして会長挨拶が行われました。

「みなさんこんにちは。敬老の日に、郡上八幡、長良川にアユ釣りに行き、思い切り転んで、左膝を怪我しました。みっともない恰好で申し訳ありません。」

「今回の全国会長会議は、通例である、各部の会務報告の時間は設けずに、連合会からの喫緊の説明事項と、会議室を分けてのグループ討論、意見交換に時間を充てるということにしました。」という挨拶ののち、会長からの具体的な報告となりました。

連合会の本年度の二つの大きな事業方針は、「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信と「地図作りへの参画強化」です。

「土地境界確認に関する代理行為(境界立会代理権・境界立会要請権)、隣接土地所有者が不明である場合の土地家屋調査士業務における調査権等を、



土地家屋調査士制度の中に位置付けたいと考えております。これらは、私たちだけではなく社会の要請でもあると思っています。」

「また、11月の「日調連公開シンポジウム」におきましては、「境界紛争ゼロ宣言!!」を全国に発信し、土地の境界に関する専門家は土地家屋調査士であるという世論を獲得することを直近の目標としています。12月に開催する「実務講座」においては、社会からの支持、期待に応え、専門資格者としての能力担保を維持するための内部啓発の一つの方策として、会員の皆様に形として示したいと思っています。」

続いて、本日の議題より、

## ①「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応について

### 【趣旨】

総務省では、「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視結果報告書」に基づき、日本土地家屋調査士会連合会の監督官庁である法務省に勧告を行ったことを受けて、当連合会において、その是正が求められている事項が4点あります。

### 【是正要請】

1. 役員(理事)への当該業種(土地家屋調査士)の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者(以下「外部理事」という。)の登用
2. 監査役員(監事)への関係府省以外の者及び外部の者(以下「外部監事」という。)の登用

3. 財務内容等に関する書類(附属明細書)の作成・公開及びこれらに関連する規定の整備並びに財務内容等に関する書類(附属明細書を除く。)の作成・公開に関する規定の整備
4. 手数料等(土地家屋調査士名簿の登録等及び土地家屋調査士法人の届出等の各種手数料)に関する算定根拠の公表及び同算定根拠の作成並びに手数料等の徴収対象となる事務(土地家屋調査士名簿の登録等及び土地家屋調査士法人の届出等)ごとの収支の公表

#### [今後の取組み]

1. 平成27年6月の定時総会において外部理事を選任する。
2. 平成29年6月の定時総会における外部監事選任に向けて、連合会会則及び連合会役員選任規則の一部改正を行うものとする。また、ブロック協議会から推薦される監事は今までどおり3人以上とし、これに外部監事1人を加え、監事の数4人以上とする。
3. 平成27年度中に、連合会会計規則及び連合会情報公開に関する規則において、「附属明細書」を含め財務内容等に関する書類のそれぞれの名称を明記する一部改正を行う。
4. 平成26年度中を目途に、手数料等の算定根拠(経費の内訳ごとの積算額)の資料を作成し、連合会ホームページで公表する。

次に、

#### ②2014日調連公開シンポジウムについて

平成26年11月14日(金)東京よみうりホールにおいて、シンポジウム『土地境界紛争が起きない社会』を開催予定。講演①「日本社会が抱える土地制度の課題」～10年後のために境界確定・登記を～。講演②「まちづくりと土地境界問題」～建築基準関係規定の土地の制度設計～。寸劇「源さんと熊さん」並びにパネルディスカッション「土地境界紛争はなぜ起きるのか?・土地境界は誰が守るのか?」を行い、最後は、「境界紛争ゼロ」へ向けた宣言を行う。

また、

#### ③日調連主催実務講座～土地境界実務～について

現在の土地家屋調査士制度と環境を考え、土地家屋調査士の全体的なレベルアップを図ることを目的とし、各土地家屋調査士会との連携により進める。各会から派遣された会員を対象に行い、各会へ戻って会員指導に役立ていただくことを目的に行う。

土地家屋調査士が専門資格者として社会的な存在意義を発揮していくに当たって、「土地境界問題」は

大きな課題であり、土地家屋調査士を「土地境界の専門家」として確立していくためには、次に示す諸能力の獲得・研鑽が必要になり、「土地境界実務」においては、その獲得のための方向性を明らかにしていく。

具体的に「土地境界の専門家」として求められる能力は、(1)資料の分析能力、(資料の分析、現地状況把握能力、技術的解析能力)(2)判断能力(「筆界」の法律論、所有権界を含んだ「境界論」)(3)解決能力(日常業務の中での境界確認、筆界特定、ADR、境界(筆界)確定訴訟、民事訴訟)(4)分析・判断結果に関する表現能力(不動産登記規則第93条不動産調査報告書、筆界特定代理人意見書、筆界調査委員意見書を書く能力)が挙げられる。また、全国各会における研修等の会員指導に利活用することを視野に入れ、媒体保存を行うよう調整する。

次に、

#### ④不動産登記規則第93条不動産調査報告書の様式について

##### 主な改定のポイント

- (1) 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成事務量の軽減のため、報告する情報を整理するとともに、二重記載の解消を図った。
- (2) 表示登記事務処理の適正・効率化に繋がるようにするとともに、作成者が記載し易くするため、記載する順序の見直しを行った。
- (3) 区分建物専用様式を普通建物とは別様式として新たに作成し、区分建物登記事務の効率化・合理化を図った。
- (4) 土地、普通建物、区分建物の分類毎に、関連する複数の登記の申請(連件)を一つの調査報告書として作成することが可能となるよう、必要となる項目を設定した。
- (5) 調査報告書は、全国統一の様式とすることを目的としているが、例えば「別紙報告書のとおり」として、図画等に報告内容を記載することも可能となるように提案している。
- (6) 調査報告書は、不動産登記規則第93条ただし書に規定されているとおり、土地家屋調査士が作成するものだが、官公署が自ら行う登記の囑託においても、現地を調査した報告書が添付されているようである。不動産登記規則第93条不動産調査報告書とこの報告書とは異なるものであることを明らかにするとともに、質的相違を図る。

続いて、グループ討論が4グループに部屋分けをして行われました。

### テーマ1、懲戒処分における調査の全件委嘱について [提案趣旨]

法務省民事局民事第二課から示された「土地家屋調査士の懲戒処分における土地家屋調査士法施行規則第40条第2項に規定される法務局から土地家屋調査士会への調査の委嘱の必須化及びこれに伴う連合会及び土地家屋調査士会の対応」について、各土地家屋調査士会及び連合会における具体的な実施内容(組織面及び予算面)、課題及びその具体的な対策を踏まえた実現可能性について。

### テーマ2、業務領域の考え方について [提案趣旨]

土地境界確認に関する代理行為(境界立会代理権・境界立会要請権)及び土地家屋調査士業務における調査権等、その課題及び具体的な対策を踏まえた実現可能性。そして、土地家屋調査士法第3条の解釈及び法改正の必要性、法改正をする場合における他士業との関係について。



### テーマ3、日本土地家屋調査士会連合会の役員選任について [提案趣旨]

土地家屋調査士制度を取り巻く状況に対応するため連合会の組織について、①常勤役員について、②会長指名の副会長についてどのように考えるか。

上記3テーマについて、活発なるグループ討論、全体協議が行われました。

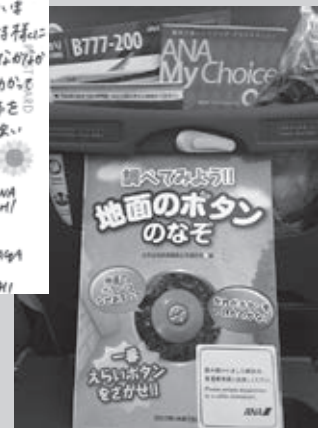
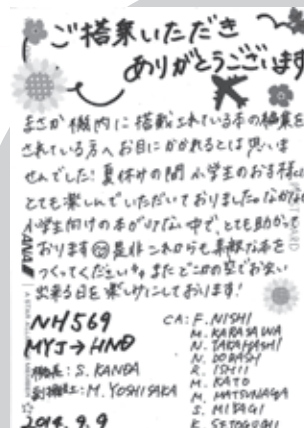
広報員 羽鳥光明(東京会)

## 地面のボタンのなぞ 空を飛ぶ

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 岡田 潤一郎

日本土地家屋調査士会連合会編として、昨年の11月に日本加除出版から発刊しました「調べてみよう!!地面のボタンのなぞ」ですが、ANA(全日空)の国内線飛行機に搭載いただいています。小学生くらいの子供さん達が、機内で退屈しないように「イソップ物語」や「アンパンマン」みたいな絵本と一緒に、本年7月から、約40機が全国の空の上を飛び回っています。搭載路線はランダムなようですが、先日の羽田行きのお便りで発見できましたので記念写真を撮ってみました。さらにクルーの皆さんからメッセージもいただきましたので、感激とともに報告いたします。これからも一人でも多くの子供たちの目に触れ、「地面のボタン」に興味を持ってくれることを願っています。

みなさんも家族や事務所の旅行などで飛行機に乗る機会があれば、ちょっと気にかけてみてはいかがでしょうか。



# 平成25～26年度 研究所研究中間報告

## 研究テーマ

### 世界の地籍制度に関する研究(その2)

担当 小野 伸秋(研究所長)、山谷 正幸(研究所次長)  
研究員 戸田 和章(京都会)、藤井 十章(兵庫会)、  
山中 匠(広島会)、月原 敏博(福井大学教育地域科学部教授)

日本土地家屋調査士会連合会研究所では、平成25年度に引き続き、「諸外国の地籍制度」及び「地籍管理に関する国際標準化」を研究テーマとして、両テーマの連携による研究を行っている。

土地家屋調査士の日常の業務からは、「このような研究は、あまり必要がないものではないか!」との厳しい意見を受けることがあるが、国際社会における今後の情報のネットワーク化・標準化が推進されることにより、諸外国から日本の不動産に対する投資や逆に日本企業の諸外国への投資が頻繁に行われる社会が想定される。

また、世界では「Cadastre2014」「Inspire 指令」による地籍情報整備が進む中、我が国も平成19年8月29日、地理空間情報活用推進基本法を施行し、国民、民間企業、国、地方公共団体等に対し、地理空間情報整備の推進することを責務とする理念を示す一方、平成26年7月には、国土政策局による「国土のランドデザイン」(骨子)が示され、人口減少による不動産に係る多くの問題提起がなされた。

私たち土地家屋調査士は、これらの社会の進歩への対応、社会問題への対策を含め、国民の不動産の適切な管理及び不動産取引における不動産登記制度の現地の安定を図る専門資格者として、世界の地籍制度と比較することにより、一層効果的な登記・地籍制度の確立を検討する研究や、東南アジアを市場とする地理空間情報産業の創設に効果的なQZSSを利用する国策に対する貢献が必要となる。

今回の中間報告は、その第一歩として、我が国の近隣諸国から研究を始めたものである。会員の中には、このような研究に対して大変興味を持っている方もいると思っているが、いずれはJICAへの参加を含め、社会貢献できるまで一歩一歩前に進むことを計画しているので、興味のある方は是非、声をかけていただければ幸いです。

## 平成26年度 研究所中間報告

研究員 藤井 十章

### 1. はじめに

2度目の研究員就任となりまして、今回は、地籍測量情報の標準化へのアプローチを研究のテーマとして、ネットワーク型RTKGPS測量を利用した研究を行ってまいりました。所属する兵庫県土地家屋調査士会阪神支部では、継続して事業を行っておりますが、QZSSを利用した LEX 信号受信の測量の実用化まで時間がかかっており、その分野での私の研究自体も停滞しております。

この年度の私が所属するのは、第5分科会諸外国の地籍制度比較研究と第6分科会の地籍制度標準化

研究の合同分科会になります。2010年の第7回国際地籍シンポジウム in 台湾の参加をきっかけに、己の英会話力の無さを反省し、文献を読んでいく中で、海外の地籍制度研究に興味を湧き、FIGを通じた測量者の国際交流にも積極的に行うべく、2012年ローマ大会にも参加してまいりました。

### 2. 本年度の研究について

・STDM (社会的土地保有領域モデル)と日本の社会問題化する土地保有と土地混乱へのツール開発  
剣持研究員、藤原研究員が発表されたLADMの概要及び日本の地籍、また、地籍管理に関する国際標準化として、オントロジー工学の理解と UML による土地行政モデリングと人口減少・少子高齢化というメガトレンドと地籍の研究に続きまして、日本の土地行政の標準化を前提とした、地籍情報構造のクラスタ化を目的として、今年度は、先行研究ではあまり触れられていなかったSTDM (社会的土地

保有領域モデル)に焦点をあて、調査を行い、日本における土地混乱状況(被災後の土地と占有、地図混乱など)を想定した実態調査ツールを研究しております。

-STDMとは-、以下、「STDM - A Pro Poor Land Tool」の抜粋

世界中のほとんどの途上国は、地籍制度として30%未満しか整備されていない。残りの70%の国々について、土地の管理が行われていないということを表しています。

都市部において述べると、10億人以上の人々が適切な水、衛生、公共施設、土地を所有することの安定や生活の一定水準を満足に享受できず、スラム街に住むという選択をしています。こういった国々では、他にも食料安全保障や農村土地管理問題に関する問題も起きています。

国連人間居住計画(UN-HABITAT)によって進められ、ノルウェー、スウェーデンによるファンドで運営されているグローバルランドツール・ネットワーク(GLTN)は、FIG(測量者の国際連盟)やITC(トウエンテ大学、地理情報科学の地球観測学部、オランダ)、世界銀行(WB)となどを含め、国際的協力を得て、この課題を取り上げて、未登録の土地、スラム街と都市部と農村部の土地管理の改善に関連する現実との格差社会に解決するために、貧困地域土地管理ツールの開発を進めています。

これらの地域の人たちの土地所有する為の生活の安定は、通常の社会的保有形式とは異なります。ほとんどの土地に対する登記の権利および請求権が、社会的に機能していないのは、社会問題になっている地域での土地保有の実態によるものだからです。

GLTNやその他の協力団体は、牧畜の権利から法律的問題だけでなく、違法や非公式であるスラム地域で、個人やグループによる公式の権利だけでなく、非公式になっている社会的な権利を含むすべての土地を占有している状態を「土地の権利の連続体」という概念で表すことにしています。

権利の範囲は、一般的に1筆の土地区画に関連して説明することができないため、空間的な単位の新たな形態概念が必要とされています。モデルは社会的土地保有領域モデル(STDM)と呼ばれ、これらの社会的な様々な土地保有形態に対応するために考案されました。現在STDMの最初のプロトタイプが一般公開されています。これはまた、すべての情報を統合することができるように地籍システムにリンクすることができる都市部及び農村、貧しい土地管理をサポートするために貧困地域で使用することができる特化した土地情報

管理システムです。

地籍と土地管理に関するコミッション7の作業部会7.1の部会長である、クリスティアン・レーメン氏は、国連人間居住計画とともに緊密な協力にあるSTDMの開発に、2002年以降から取り組んでいます。財政的なGLTNでサポートされているITCは、世界銀行(WB)によってサポートされてSTDMの最初のプロトタイプを開発されました。

このFIGのレポートは、STDMの必要性、ツールとしてのSTDMの性質、ミレニアム開発目標(MDGs)の会議の重要な手段としてのSTDMの有効性と使用を提案しています。

また、国内に目を向けると、日本における地図の混乱については、貧困層の土地保有問題とは、少し社会構造的に違っています。明治期に行われた土地所有権を認めることにより租税の徴収を目的とした税地籍制度の整備と権利の保護を目的とした法地籍制度の2つの制度設計の中で、扱われてきた土地の風土及び自治の仕組みを日本人として、各土地が持つ慣習や風習をどのように取り扱うのかという政治行政と実態の把握が相見え、高度経済成長過程での不動産評価の混乱が人口増加と住宅事情の変化により、乱開発で、都市計画、住宅規制などの整備が不十分なまま開発が行われたことによる、いわゆる制度の穴から漏れた副産物といえるのではないのでしょうか。

現行法における地図整備は、国土調査法及び地籍調査、不動産登記法第14条地図作成作業に地図の改修を行うというスキームが定められています。この順序をそのまま進めると、何年かかって全国を地図改修作業として行うかまた、情報化し、更新を行うことで保たれる地図の鮮度は、こうした事業を行う間も劣化が始まることとなります。

現在の土地家屋調査士の業務は、地域の慣習など、法律化されていない権利まで保護しながら地域の土地行政アプローチを支援し、また、表面化させずに、調査を行うところにあります。

STDMを理解することは、非公式での権利関係がいかに地域における土地管理の重要な事であるかを物語っていることを表すことであり、研究の本丸

であるLADMの研究にも重要な要素になっているからです。LADMは、土地家屋調査士業務を超え、日本国土を管理するという視点に立った概念であるため、他の分野については、本年度研究調査は及んでいません。来年度以降、5分科会の他国の地籍制度の研究を深めるとともに、標準化の研究を行っていきたいと思っております。

### 3. 研究成果にかかる副産物

- ・ FIG Congress 2014での「日本における測量者の教育制度と青年会制度」のテクニカルセッション発表



- ・ 海外の文献を翻訳するための地籍辞書ツール Cadastral Dictionary (Windows Application)開発



- ・ 翻訳物 Christian Lemmen: STDM - A Pro Poor Land Tool の日本語化 (ISBN-978-87-92853-30-1) FIGの出版物としてWeb公開予定



- ・ Christian Lemmen 教授への 3D Cadastre 構築にかかる援助要請
- ・ Steg Enemark 教授への Land Administration for Sustainable Development の翻訳許可取得と Esri Publish との交渉継続締結



- ・ Japan Young Surveyors Network の創設にかかる、National Organization である日本測量者連盟村井会長への協力依頼
- ・ 1st Asia Pacific Young Surveyor Meeting における東南アジア地域での教育環境連携強化

これまで研究所というスタイルにこだわらず、国際的な人脈の形成と、日本における地籍制度発展に役立つ取材を実行しております。種を蒔くという作業と、初期段階の水をやる作業が完了したとき、あちらこちらで芽が出てくる兆しを感じております。国内外の人間関係を通じて、初めて国内での方々と知り合える奇跡があったこと、未来の測量者を目指



す若者へ、何か残せる研究になり、少しでもお役に  
なればと願っています。

## 中間報告

研究員 山中 匠

### 1. はじめに

私が土地家屋調査士としての経験の浅さにも関わらず研究員として連合会研究所に参加させていただこうと決意するに至ったのは、測量技術の変化と情報のオープン化、共有化、情報流通のグローバル化といったものに伴い我々の業務や、地籍情報の公開形態がこの先否応なく強烈な変化の波にさらされるのではないか、という危機感である。

60年を超えて続いてきたこの土地家屋調査士という業務がこの先もまた数十年の間、変化しながらも時代の中で存在し続けてゆくためには、この危機感に対する土地家屋調査士という立場からの一定の答えが必要ではないか。また、登記情報を含む土地行政上の各種情報が別個の行政機関を含む各所に散在し統合的に視覚化されたり、把握できないという現状に対して技術的、社会的に何らかのアプローチが可能なのではないかといった意識である。

そうした問題意識への一つの答えとして関心を持ったのがLADM（土地行政管理領域モデル）であった。

### 2. 研究目的

いわゆる、地理空間情報の中でも土地家屋調査士が日常業務の中で扱う情報が国民にとって真に利用価値のあるものとして認識され利用されるには、現在の情報化社会の中でこの我々の扱う情報が土地行政全体の中でどのような位置にあるのか我々自身が分解し再定義・再認識してゆく必要があると考える。地籍管理に関する国際標準化について理解し、またそれが日本に於いてどのように運用されてゆくのか考えるにあたってこの作業は不可欠なものであろうし、それをより分かり易く意識として共有され易い形でより広く発信してゆく事もまた必要となるで

あろうと考えている。

土地行政・地籍に関する“国際標準化”と言った場合に、画一的で各国、各地域特有の事情を表現出来ないのではないかというイメージが伴うかもしれないが、LADMの根底となるLASの思想では「土地管理パラダイムの理論的枠組みは普遍的であるのに対して、個別の実装過程はその地域、地方や国家それぞれの事情に応じて多様であるべきである」(UNDERSTANDING LAND ADMINISTRATION SYSTEMS Ian Williamson, Stig Enemark, Jude Wallace, Abbas Rajabifard, 2008, 藤井・山中訳, 2014)と唱えている。

むしろ、標準化とその実装は、よりローカルな事情に応じた幅広い表現と何よりも統合的な土地管理の実現、そこから持続可能な開発への可能性を目指している。高度情報化や少子高齢化といった社会経済構造の大きな転機を迎えている現代の日本の中でもこうした国際標準の枠組みによる土地行政の概念的把握、その中での土地家屋調査士業務の在り方と可能性について一定のヴィジョンを見出してみたいと考えている。

### 3. 研究方法

各国では我が国で地籍または不動産表示登記として捉えられているものが、土地行政の中でどのような位置にあり、運用されているのか。またどのように地籍の将来を考え、それを提示し行動しているのか、いずれも研究員としての立場は頂きながらも私的な範囲ではあるがマレーシアでのFIG大会、韓国ソウルでの第9回国際地籍シンポジウムへ参加して情報収集を行った。

これは藤井研究員と共同でUNDERSTANDING LAND ADMINISTRATION SYSTEMS (Ian Williamson, Stig Enemark, Jude Wallace, Abbas Rajabifard, 2008) や Land Administration for Sustainable Development (Ian Williamson, Stig Enemark, Jude Wallace, Abbas Rajabifard, 2009)の翻訳を行っているものの、私自身のLADMを研究というレベルで正確に把握する為の基礎的知識、文献調査の不足も感じており、同時にこうした文献を読解するにあたって背後にある実際の世界観・空気や地籍に対する各国の捉え方を生で感じてみたいと考えたからである。

## 4. これから

FIGでは登記を含めた土地行政情報処理について人口知能の自動化についての論文を発表していたシンガポールのSLA、法地籍・税地籍から多目的地籍へと向かおうとするCadastre2014からさらに、Cadastre2014移行への諸問題の反省を経て目的適合型地籍を目指し、Cadastre2034を提唱するニュージーランドのLINZ、オーストラリアのICSM等の発表はこれから先の地籍や土地行政の在り方をイメージするにあたって非常に興味深く、またESRI®のGISI技術を利用してAumentumCadastreを提供するトムソン・ロイターの発表からは現代地籍の情報産業としての側面をより強く感じられた。

一方、歴史的に日本と同様の制度から発展した韓国・台湾と共同で開催された国際地籍シンポジウムの基調講演では韓国、慶一大学の李範寛教授が、持続可能な土地行政への提言として基調講演をされ、大韓地籍公社は超軽量UAV利用の地籍分野への利用や3D地上レーザスキャナの利用、これらによる取得情報の災害時の対応、規制情報に関する意思決定支援等、各種目的に沿った活用法を発表した。

台湾の発表はスマートシティ構築の為にいかに土地情報を扱うかということに焦点を当てオープンデータの重要性を強調したものが多かった。

いずれもLADMを意識し、また実際に運用しながら問題やその先についての考察し、UAVをはじめ現在から将来にわたって測量がどのように変化してゆくのか、また現在のネットワーク、端末を利用することによって何が可能となるかも含め、これからの地籍情報、土地行政情報、また測量データはどのように活用することによって価値あるものになってゆくか、その中で我々専門家が果たすべき役割と必要な素質とはなにかということについて一定の方向性やビジョンが見て取れるものが多く、同時に私が興味を研究として形にするにあたって知らなければならないこともより明確になってきた。

こうした論文発表の聴講を踏まえてLAS、LADMについての先行研究員の報告書や関連文献を読み込みながら、藤井研究員との共同翻訳を継続すると共に、LADMについての現状と日本の未来の地籍像についての考察を報告として提出することを目指す。

### 重要なお知らせ

#### 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局の閉局について

### 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局が発行する 電子証明書をご利用の皆様へ

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局については、平成25年の第70回定時総会において承認されましたとおり、平成27年3月15日をもって閉局することとなります。

なお、当該認証局が発行した有効な電子証明書は、閉局の2週間程度前に全て失効しておく必要があり、その手続を平成27年2月20日から同月27日までの期間に順次行うこととしておりますので、お知らせします。

つきましては、オンライン登記申請を行っている会員の皆様におかれましては、セコムトラストシステムズ株式会社が発行する「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書」をお早めに取得いただきますようお願いいたします。

平成26年12月15日  
日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

# 平成26年度土地家屋調査士試験

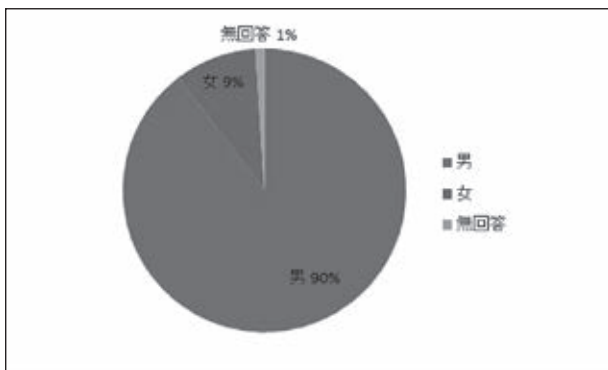
## 受験者アンケート集計結果

本誌9月号で紹介しました平成26年度土地家屋調査士試験受験者を対象としたアンケートの集計結果を報告します。

出願者数 5,754

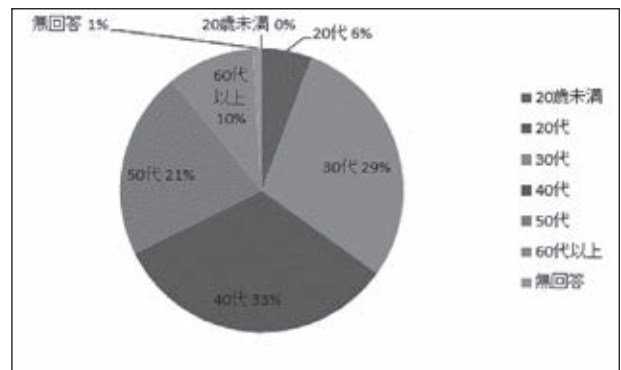
回答数 192

### ○性別



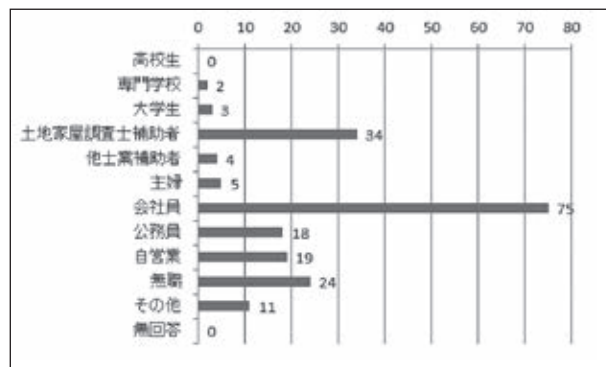
男	女	無回答
172	18	2

### ○年齢

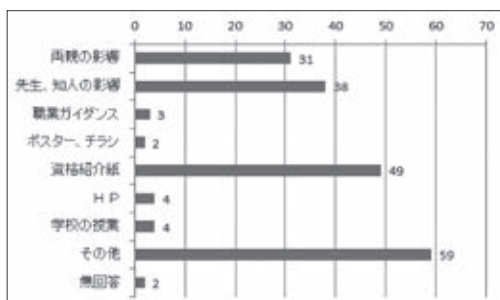


20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代以上	無回答
0	11	56	63	41	19	2

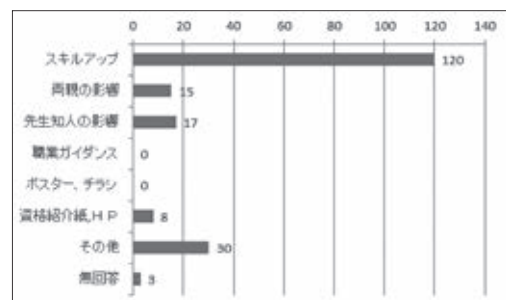
### ○職業



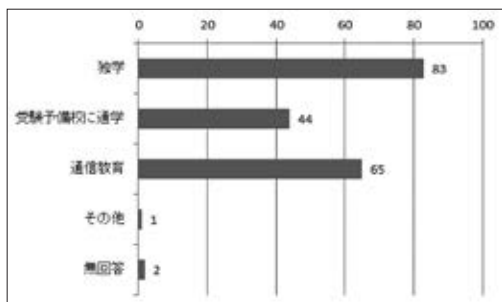
1. 土地家屋調査士資格を知ったきっかけを教えてください



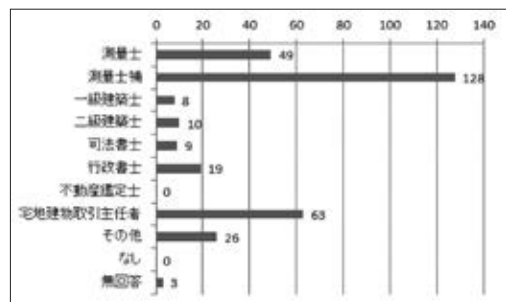
2. 今回の受験動機を教えてください。



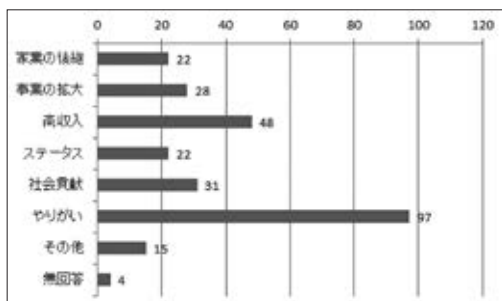
3. 今回の受験前にどのような勉強をされたか教えてください



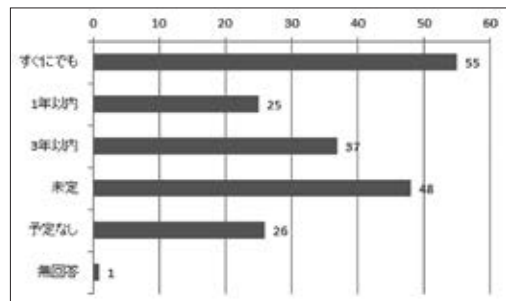
4. 現在、取得済の資格があれば教えてください



5. 資格取得を目指す際に最も重視することを教えてください



6. 資格取得後、開業する予定があるかどうか教えてください



7. 土地家屋調査士から受けるイメージを教えてください(主な回答の一部を紹介します)

- ・地味、マイナー
- ・知名度・認知度が低い
- ・若手が少なそう
- ・気さくな方が多く、相談しやすい
- ・精神的にキツイ
- ・公的な役割も持つ
- ・日焼け
- ・真面目
- ・外業と内業のバランスが良く、長く働ける職業
- ・作業服
- ・堅い職業
- ・試験が難しい
- ・現場仕事もできる法律家

以上のような結果となりました。

質問事項は昨年度と同じものとしましたが、比較してみると、ほぼ同じような結果となり、2年連続でアンケートを行ったことで、受験者の傾向も分かってきたように思われます。「資格取得を目指す際に重視すること」に、新たに「やりがい」という選択項目を設けましたが、その回答が最も多かったのが印象的でした。自由回答していただいた土地家屋調査士から受けるイメージにつきましては、これまでもありました知名度・認知度が低いといったものから、気さくな方が多く、相談しやすいといったものまでありましたが、土地家屋調査士自身につきましては、真面目な専門家で公的な役割を持っているので堅い印象が持たれていること、また、資格については、外業と内業があり、仕事のメリハリが付け

やすく、長く働ける職業であることなどが挙げられました。なお、試験が難しいといったものも多かったです。

前回、今回の結果を資として今後の広報活動に取り組みたいと考えております。

今年度は土地家屋調査士試験と同じ会場で他資格の試験も同時に行われていたところもあり、配布に苦労したとの報告も受けております。そのような中、ご協力いただきました東京、大阪、広島、福岡、沖縄、宮城、札幌、香川の各会の皆様にあらためてお礼申し上げますとともに、アンケートを返信していただいた受験者の皆様に良い知らせが届くことをお祈りいたします。

連合会広報部

愛しき

# 我が会、我が地元

Vol. 10

## 青森会

## 『我が会の広報・理事活動について』

青森県土地家屋調査士会 広報部長 佐々木 学

私が青森会の理事に就任してからの広報活動の一部、そして理事としての印象に深く残っている業務を紹介したいと思います。ひょんなことから青森会の理事になったのが今から約8年前。土地家屋調査士会に入会して、3年目のことです。最初は部会・理事会に出席しても何も分からず頷くばかりだった記憶しかありません。

そんな中での1期目広報部理事としての広報活動(だいぶ記憶が薄れてますが…)

- ・広報用名入れボールペンの作製、そして初の『青調会報』作り。

そして理事としての業務

- ・新人研修(担当会青森会)へ理事として参加。(自分が受けた新人研修の2年後にまさか理事として参加するとは夢にも思いませんでした。大変良い経験になりました。)
- ・無料相談会のテレビCMに私・妻・娘の3人が出演しました。(貴重な体験でした。)

TVCM出演の翌年は

- ・無料相談会のラジオCMへの出演。(極度の緊張で出だしに失敗、あわや放送事故寸前でした。)

2期目、総務・財務部理事として

- ・青森会の総会での司会(何度も噛んだような…)
- ・第55回東北ブロック定時総会の司会(懇親会の席でお褒めの言葉を頂きました。)

3期目、広報部理事として(意識も変わり、積極的に理事活動を行いました。)

PR活動としては7月31日の『土地家屋調査士の日』に青森県で発行の新聞(東奥日報)へ青森会会員すべての氏名を支部ごとに掲載しました。

- ・広報グッズとしてはタオル・エコバック(登記+境界の専門家 土地家屋調査士)、メモ帳(登記+境界についての相談は 青森県土地家屋調査士会)すべてに名入れました。



ジャンパー

(無料相談会に来られた方へ配布をし、PR活動をしています。)

- ・それから会員への青森会オリジナルジャンパーの有料頒布(私は境界立会・官公庁へ出入りする際に着用しています。)(山野目先生もお気に入り。)
- ・第198号平成25年1月15日発行の会報の名称を『青調会報』から会報『あおもり』に変更しました。(表紙の文字を青森県弘前市出身の女流書家の方をお願いをしました。)(会報の名称変更という青森会の歴史的瞬間に参加でき、誇りに思っています。)

4期目(現在)広報部部長に就任。

平成25年度PR活動としては

- ・『土地家屋調査士の日』に青森市で清掃奉仕活動を実施(参加者全員でお揃いのポロシャツを着用し青森地方法務局の近くにある青い森公園の清掃をしました。)
- ・青森会独自であるのぼりを作製(相談会や清掃活動の場で使用。)
- ・名刺入れ付クリアファイルの作製(立会時等に使用。)
- ・テレビ情報番組に副会長と出演し、土地家屋調

査士制度のPR及び表示登記無料相談会のお知らせをしました。

(デカイ顔だけが際立っていたような…)

#### 青森会としてのイベント

- ・第28回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会を青森で開催。(前夜祭で3度目の司会、もう慣れたもので、さほどの緊張もなく無事に大役を務めることができました?)  
(担当会としては十二分におもてなしができたと自負しております。)

#### 平成26年度PR活動としては

- ・青森県で発行の東奥日報の週刊東奥小中学生新聞で土地家屋調査士を紹介しました。  
(広報部の小笠原理事が取材を受け、土地家屋調査士のPRをしました。)
- ・『土地家屋調査士の日』に弘前市で清掃奉仕活動を実施(今回は会員の家族も参加し、弘前城内及びその周りの清掃活動をしました。家族が着用するTシャツも作製しました。)
- ・広報用媒体のグッズとしては名入れ時計を作製しました。

今まで土地家屋調査士の知名度をアップさせたい一心で広報活動を行ってきました。もちろん自分の業務のためでもあります、根底にあるのは独身時代に参加した合コンでのやりとりにもあります。

はじめの頃、同席女性「仕事は?」、私「土地家屋調査士の補助者。」同席女性「…」「やっぱり分かんない。」こんなことが何度となく続いたため仕事を聞かれることがとても憂鬱でした。

今は土地家屋調査士のことを知らない人に「測量屋さん?」といわれるのがとても憂鬱です。

これから先、土地家屋調査士という資格がメジャーになって欲しいものです。

最後になりますが、私の娘も広報活動をしてくれました。小学4年生だった昨年の2学期、親の仕事について本人が調査し、発表するという授業で土地家屋調査士を紹介しました。

すると、通知表の担任から一言の欄に【授業で土地家屋調査士を詳しく説明しておりました。】と書いてあり、確実に一人には土地家屋調査士の仕事を理解してもらったのだと思いました。

さすが広報部長の娘というエピソードでした。(親バカでしょうか?)

これからも広報活動に頑張っていきます。(継続は力なり。)



第1回清掃奉仕活動



第2回清掃奉仕活動

# 和歌山会 『広報活動としての和歌浦ベイマラソン with ジャズ』

和歌山県土地家屋調査士会 広報部長 鳥村 拓滋

我々和歌山県土地家屋調査士会は、数年前から広報活動として和歌山市の主催する和歌浦ベイマラソン with ジャズ(以下「ジャズマラソン」という。)に参加しています。今年も10月26日の日曜日に開催されました。



ジャズマラソンは、和歌山市南部の人工島「和歌山マリーナシティ」を拠点に海岸線を疾走するコースで、コースの道中に学校や警察などの吹奏楽、一般のジャズバンドなどが力走する選手を応援するためジャズを演奏し続ける、BGM付きのマラソン大会です。種別は2、3、5、10 km およびハーフマラソンに分かれています。



♪沿道では吹奏楽がジャズで応援してくれます♪

我が会の広報活動のため、選手として出場される会員に、会で作成したTシャツを着ていただき、また、応援組は広報用に作成したのぼりを振りかざして、出場会員の応援ならびに土地家屋調査士広報に努めています。

当日は秋とは思えないほどの晴天高温で、取材に赴いた私もTシャツ一枚で汗ばむほどの陽気の中、10 km 部門に中本信行会員、島本俊幸会員、知念章

雄会員の3名が参加しました。

当日の陽気のせいで、まるで夏マラソンをしているかのような汗まみれになっていましたが、皆さん歳の割に？素晴らしい走りを見せてくれて、全員一時間前後のタイムで完走されました。

ゴール付近には、和歌山県らしく給水場ならぬ給ミカン場が設置されるなど、いろいろ工夫を凝らしたコースでした。



給ミカン場？



出場選手はこんな景色を見ながら走ります。

来年は、我が和歌山県にて紀の国わかやま国体が開催されます。体力勝負の土地家屋調査士としては、これらのスポーツイベントを通じて、どんどん土地家屋調査士を広報し、また会としてもボランティア等でサポートしていけたらいいと考えています。



全員完走！！しかも好タイム！！！！



中本会員



島本会員



知念会員

# 札幌地域災害復興支援士業連絡会が 「札幌市災害時相談業務の応援協定書」に調印

札幌土地家屋調査士会 広報部長 高橋 育照

平成26年11月5日(水)午前11時から、札幌市役所本庁舎10階の市長会議室において「札幌市との災害時における相談業務の応援に関する協定締結式」を行いました。

札幌地域災害復興支援士業連絡会の構成は、六士会+1である札幌弁護士会、北海道税理士会、公益社団法人北海道不動産鑑定士協会、札幌司法書士会、日本公認会計士協会北海道会、札幌土地家屋調査士会、北海道行政書士会となっており、本部は札幌弁護士会館に設置されております。

東日本大震災の甚大な被害を目の当たりにし、北海道においても様々な災害が想定される中、士業に携わる各団体が協力体制を敷き、災害緊急時とその後の相談業務のケアに協力して行政、市民に対する支援をするものです。

当日は、上田文雄札幌市長、渡邊光春札幌市市長政策室長をはじめ、広報部長、市民の声を聞く課課長、広聴係長等にご列席いただき、札幌地域災害復興

支援士業連絡会からは伊藤考一連絡会会長(札幌弁護士会)、桑田毅札幌土地家屋調査士会会長他、17名が出席しました。

上田市長と伊藤会長による協定書調印取交しの後、市長から、「より良い町づくりに貢献できれば良いですね、共に頑張りましょう。」とのご挨拶をいただきました。

また、伊藤会長挨拶では、市民に対する様々な相談に、専門家がワンストップサービスで答えることができることの、士業連絡会結成の経緯を述べられ、札幌土地家屋調査士会の桑田会長挨拶では、2年前からこの日を目指して協議を積み重ねてきたこと、連携することによって「力」を何倍にもできることが述べられました。



協定書署名



記念写真撮影



# 会長レポート

## REPORT

10月16日  
～11月15日

### 10月

#### 19日

##### 中部ブロック協議会第31回親睦ゴルフ三重大会(前夜祭)

四日市シティホテルにおいて開催された、中部ブロック協議会親睦ゴルフ大会の前夜祭に出席。私自身の出身ブロックということもあって、参加者は顔見知りの方が多く、なんとなくホッとする。アトラクションは四日市市の女子高校生グループの歌と踊りで、「境界紛争ゼロ宣言!!」と叫ぶパフォーマンスにはビックリするやら面白いやらで、とても楽しかった。当番会の三重会に感謝

#### 22日

##### 加賀谷副会長のご尊父様の告別式

加賀谷副会長御尊父様葬儀に塚原事務局長と共に参列

#### 26日

##### 盛田吉人氏黄綬褒章受章記念祝賀会

グランドプリンスホテル京都において開催された、京都会の盛田吉人さん黄綬褒章受章祝賀会に出席し祝辞を申し上げる。伊吹衆議院議長、土地家屋調査士でもある寺田京都市議会議員はじめ多くのお仲間の出席があり、盛大な祝賀会であった。盛田先生には、平成18年の土地家屋調査士全国大会 IN Kyotoの際にも大変ご尽力いただいた。また、ご子息も京都会の会員であり、今後も制度の発展向上のため、ご活躍が期待される場所である。

#### 29日、30日

##### 第2回監査会の立会い

29日発売の「週刊文春」に土地家屋調査士及び2014日調連公開シンポジウムの広報が掲載される。掲載内容もデザイン的にも良い感じ。掲載内容もデザイン的にも制度広報のツールとなると考えている。増刷りも作成しているため、各会でも、

積極的な活用を期待するものである。

午後1時30分から平成26年度第2回監査会の中間監査に岡田・加賀谷・菅原・宮嶋各副会長、竹谷専務理事、小保方財務部長と共に臨む。三名の監事から、主に業務監査に関して詳細な説明を求められたところである。

#### 30日

##### 第9回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席の下、正副会長会議を開催。午後からの理事会の内容を確認するとともに、懸案事項の整理と意見交換を行う。

#### 30日、31日

##### 第4回理事会

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席の下、第4回理事会を招集。二日間にわたり、審議事項、協議事項を諮る。2014日調連公開シンポジウムにおける「境界紛争ゼロ宣言!!」の宣言文についても採択

#### 31日

##### 公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会「政策及税制要望についてヒアリング」

理事会終了後、岡田副会長、菅原副会長、竹谷専務理事と共に公明党議員懇話会に出席。全国土地家屋調査士政治連盟からも横山会長、小沢幹事長、椎名幹事長代行、市川副会長が出席。

不動産登記法第14条地図作成予算要望とそれに伴う法務局職員確保を軸に協議した。

### 11月

#### 6日

##### 第29回近ブロ親睦ゴルフ大会兵庫大会(前夜祭)

ホテルクラウンパレス神戸において開催された、近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会の前夜祭にお邪魔した。日頃の日調連事業に対する理解と協力

---

へのお礼の挨拶と併せて、多くの知り合いの方に、2014日調連公開シンポジウム開催の周知をしていただくようお願いしたところである。

## 7日

### 叙勲をお祝いする夕食会

本日、叙勲の伝達を受けられた富山会の西永正信先生のお祝いの食事を東京ドームホテルで開催。

西永先生は、私自身も所属する中部ブロックの先輩役員であり、業務歴45年、役員歴24年と永きにわたり制度発展のためにご尽力いただいた。とても多趣味な先生で、自動車ラリーやスキーのお話など話題が尽きることなく、楽しい時間を過ごせた。

## 9日

### 香川保一先生を偲ぶ会

去る6月13日にご逝去された、連合会顧問の香川保一先生を偲ぶ会が、東京の法曹会館において開催され、岡田副会長、竹谷専務理事と共に出席。香川保一先生は「登記の神様」といわれ、土地家屋調査士制度を常に気にかけていただいた。改めてご冥福をお祈りさせていただいた。

## 10日

### 豊田俊郎参議院議員「豊田俊郎君と語る会」

現役の土地家屋調査士でもある参議院議員「豊田俊郎君と語る会」に岡田副会長と出席。千葉会の笠原会長が発起人の一人であり、地元である千葉会からも多くの土地家屋調査士会会員の出席があり、麻生副総理が挨拶されるなど盛大であった。

## 14日

### 2014日調連公開シンポジウム「土地境界紛争が起きない社会」

東京・有楽町のよみうりホールにおいて、ついに2014日調連公開シンポジウムを開催。日調連役員、事務局一丸となってこの日を迎えることができた。午後1時30分の開催時刻には胸の熱くなる思いを覚える。2本の講演、寸劇、パネルディ

スカッションとそれぞれにメリハリがあって、一般の来場者にも興味深い内容だと感じられた。来場者は、一般の皆さんが約200名、全国から馳せ参じた土地家屋調査士が約560名。とにかく、今までの日調連主催のシンポジウムとは趣の違う内容として社会発信できたものとする。実行委員会ははじめ、多くの皆さんに支えられての企画、お疲れさまでしたとともに、この日、宣言した「境界紛争ゼロ宣言！！」を明日からいかに社会に根付かせ、市民の皆さんと共に歩いていけるのか、考え、行動することが大切である。

### 黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

シンポジウム終了後、東京ドームホテルへ。本日の秋の黄綬褒章受章お祝いの食事に加賀谷副会長、竹谷専務理事と共に出席。今回、受章された先生方は私自身も、役員として、また各会会長として一緒に活動した方々であり、喜びも倍増である。皆さんとても晴れやかな顔。長年にわたる制度の発展向上へのご尽力に対して、特に奥様に感謝と御礼を申し上げた。

## 15日

### G空間EXPO2014シンポジウム「地籍情報の共有化と一元化及び公開の有用性」

日本科学未来館において開催のG空間EXPO2014シンポジウムに岡田副会長、児玉・佐藤・小野各常任理事、金子広報部次長、上杉理事と共に出席。会場内は開始前から立見が出るほどの盛況。展示、講演、発表、パネルディスカッションの端々にIT革新の現実を実感

10月  
16日

第2回研究テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理」会議

<議題>

- 1 平成26年度研究所研究テーマ「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理の研究」について
- 2 平成27年(度)事業の計画について

第3回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 法務大臣への指定申請書について
- 2 集合研修・総合講義の講師派遣の依頼について
- 3 基礎研修DVDについて
- 4 受講者募集状況について
- 5 教材作成委員会について
- 6 考査問題検討委員会について
- 7 第11回土地家屋調査士特別研修に向けた対応について

20日

業務部・オンライン登記推進室合同会議

<議題>

- 1 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書の改定及びオンライン登記申請における原本提示の省略について

21日

「日調連主催 実務講座～土地境界実務～」実行委員会

<協議議題>

- 1 当日の内容について
- 2 今後の会場・準備・当日の体制・事務事項・次回日程等について

第3回編集会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介
- 2 11月号の編集状況について
- 3 12月号から2月号の掲載記事について
- 4 次年度の企画について
- 5 日調連公開シンポジウムの取材について

22日～23日

第5回社会事業部会

<議題>

- 1 防災協定等社会貢献への取組みについて
- 2 土地家屋調査士関連業務の拡大について
- 3 日調連ADRセンターが行うアンケートについて
- 4 大都市における登記所備付地図作成作業に関する説明会の開催について

24日

第6回 2014 シンポジウム実行委員会

<協議事項>

- 1 「境界紛争ゼロ宣言」の宣言文(案)について
- 2 役割分担について
- 3 進行について
- 4 関係団体等へのお願いについて

29日～30日

第2回監査会

30日

第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成26年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について(第4回理事会資料参照)
- 2 日調連主催「実務講座」～土地境界実務～の予算計画について

30日～31日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 「政策要望案策定」検討チーム及び法務委員会における委員の選任について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について
- 3 2014日調連公開シンポジウムにおける「境界紛争ゼロ宣言!!」の宣言文について

<協議事項>

- 1 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応に係る財務内容等に関する書類の作成・公開に関する規定の整備について

第4回理事会業務監査

## 11月

6日

### 第4回財務部会

<議題>

- 1 平成27年度予算(案)の編成方針について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 3 各種委員会委員等への報償費等の支出方針について
- 4 平成27年度における親睦事業の方針について
- 5 各土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成について
- 6 平成27年度財務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 7 共済会が取扱う各種保険の月額固定手数料の改定への対応について
- 8 共済会特別会計の収支について
- 9 賠償責任保険について
- 10 損害保険会社からの保険商品の提案について

6～7日

### 第8回業務部会

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 筆界特定制度に関する事項について
- 3 登記測量に関する事項について
- 4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 5 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
- 6 法務局実地調査補助について
- 7 新市場対応対策について
- 8 平成27年度業務部事業計画(案)及び同予算(案)について

10日

### 第1回法務委員会

<議題>

- 1 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士について

11日

### 第7回2014シンポジウム実行委員会

<協議事項>

- 1 当日の確認事項について
- 2 シンポジウムの進行について

12日、13日

### 第5回総務部会

<協議事項>

- 1 平成26年度第2回全国会長会議及び平成27年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」追録の作成について
- 3 大規模災害対策におけるバックアップ本部の在り方について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則の一部改正(案)について
- 7 被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 8 土地家屋調査士会からの照会について
- 9 平成27年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 10 連合会における平成27年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 11 懲戒処分における全件調査委嘱について

13日

### 第4回会員必携見直しWG会議

<議題>

- 1 「会員必携」の修正について

## 平成26年度地図作成総括責任者養成講座

### B講座開催

地図作成研修実施委員会 委員長 榊原 典夫

今までこの講座では、主に登記所備付地図作成作業や国土調査法第19条第2項による地籍調査事業について研修を行ってきましたが、今年度は、特に国土調査法第19条第5項指定制度(補助金制度)を活用した地籍調査事業について、加盟協会の関係官公署に対する事例紹介を学ぶことで事業の趣旨について理解を深め、この制度を活用していただきたく、地図総括責任者養成講座の中心的テーマとして選択いたしました。

この地図づくりは、我々土地家屋調査士の日々の登記資料(地積測量図)が新しい地図に生まれ変わる、まさに土地家屋調査士型地図づくりといっても過言ではないと考えており、これらの業務を地籍調査事業として品質管理することにより国からの補助金が交付される、願ってもない制度であるといえます。

現在、全国の地籍調査進捗率は、農山村部については一定の成果が報告されていますが、市街地を含む都市部については、権利意識の相違など複雑な要因から地籍調査の進捗率は低迷していることは周知のとおりであります。そこで、この国土調査法第19条第5項による指定制度を利用したタイムリーな地図づくりは、市街地の地籍調査事業として大きな効果が期待されており、我々公嘱協会の参画の場として相応しいステージではないでしょうか。

そこで今年は、10月26日(日)から28日(火)までの3日間、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「愛知協会」という。)事務局の会議室を主会場に「地図作成総括責任者養成B講座」を開催しました。

B講座研修の初日は、A講座の受講後に受講者それぞれが作成した課題レポート「国土調査法第19条第5項指定制度(補助金制度)による地図作成実施計画の提案書」を、発注官公署の担当官に向けて、5分の持ち時間でプレゼンテーションする研修から始まりました。このプレゼンテーションは地図作成研修実施委員により採点されるため、受講者にとっては大変緊張感溢れる研修となりました。



受講者プレゼンテーション

講座2日目の午前中は、国土調査法第19条第5項指定制度による地図作成業務の受託先進協会である愛知協会から、安田一生常任理事及び夏目善之理事により、「国土調査法第19条第5項の指定制度を活用した地図作成の実施例」について講義を受けました。講義は前・後半で構成されており、前半90分では現地と作業内容を含む成果の紹介を受け、後半90分では受講者は2班に分かれ、講師から受託に至った経緯と受託体制等協会の組織的活動について意見交換会を行いました。

午後は、三好卓也地図作成研修実施委員から「地籍調査の工程管理と積算について」の講義があり、



安田講師



夏目講師



榊原委員長



三好講師

引き続き「地図作成作業の模擬積算について」では、受講者は例題の条件に基づき、実際に積算体験をしてもらいました。

講座3日目は、A講座と同様に4班に分かれて業務処理体制を検討する「ワークショップ」を行い、その結果は各班10分間で発表していただき、その都度、地図作成研修実施委員の質問や指導を受け、研修内容の再確認を行いました。

3日間を通じて最後まで、多種多様な研修内容を盛り込んだ講座となりました。

なお、平成26年度に実施されたA・B講座を経て、平成26年度地図作成総括責任者養成講座を受講した中から、地図作成総括責任者が平成27年4月1日に認定される予定となっております。

受講を終えて、受講者からは「国土調査法第19条第5項指定制度(補助金制度)について理解すればするほど、地元に戻りこの制度の広報と事業提案を行いたい。」との声も上がるようになり、最終日には「大変有意義な3日間を送ることができました。」と、主催者としては嬉しい言葉を聞くことができました。

また、快く受講会場をお貸しいただき、会場設営までご協力いただいた愛知協会伊藤理事長ほか執行部役員と、参加されました愛知協会講師の皆さん、そして事務局に改めて感謝とお礼を申し上げます。



ワークショップ発表

## 会議経過及び会議予定

8月29日	広島協会公益移行設立総会
8月27日	山形協会意見交換会
9月3日	第2回地図作成研修実施委員会(web開催)
9月12日	全司協第10回未登記問題研究会
9月16～17日	第1回防災対応検討会
9月19日	第2回研修会における講師依頼(七戸教授)
9月20日	中国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
9月21日	関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会理事長会議
9月25～26日	第4回正副会長会議
9月26日	近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
9月26日	株式会社キンダイとの打合せ
9月26日	岩淵顧問弁護士との打合せ
9月27日	横山一夫氏旭日小授章受章祝賀会
10月1日	第4回地図作成研修実施委員会(web開催)
10月3日	四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月6日	第2回監査会
10月6～7日	第4回理事会
10月24日	九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月25日	関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月26～28日	平成26年度地図作成総括責任者養成講座B講座
10月28日	第2回業務・研修担当打合せ
11月5日	総務・経理担当副会長打合せ
11月5～6日	第5回正副会長会議
11月6日	岩淵顧問弁護士との打合せ
11月17日	第5回理事会
11月17日	議長団との打合せ
11月17～18日	第2回研修会及び臨時総会
2月17～18日	第3回研修会

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年10月1日付  
 埼玉 2568 新井 孝司 静岡 1760 藤浪 一史  
 広島 1857 六箱 将隆 福岡 2260 河野 誠  
 長崎 784 松尾 剛  
 平成26年10月10日付  
 神奈川 2988 椿 健太郎 神奈川 2989 田尾 温人  
 埼玉 2569 佐藤 秀哉 京都 870 石田 和史  
 愛知 2863 鈴木 孝志 岐阜 1257 高田 憲  
 福岡 2261 中村良太郎  
 平成26年10月20日付  
 東京 7865 武田 良彦 東京 7866 成本 孝  
 群馬 1030 小林美樹夫 岩手 1146 北澤 利光

兵庫 2063 稗田 勲 兵庫 2221 生月 和晴  
 愛知 2687 中野 允 三重 241 阪井 和子  
 岐阜 1120 廣瀬 渡 広島 1294 中川 盛昭  
 広島 1330 平木 直治 広島 1685 出口 等  
 広島 1816 福吉美穂代 山口 916 白倉 重喜  
 岡山 1295 前田 曜也 福岡 1429 近藤恭一郎  
 福岡 2144 高山 和行 福岡 2147 浅田 徹  
 佐賀 458 可児 隆 宮崎 533 猪野 一博  
 沖縄 125 上原 信一 宮城 766 小齋 忠男  
 岩手 923 小田島 健 札幌 803 佐藤 春光  
 札幌 820 安井 裕之 札幌 889 田谷フサイ  
 平成26年10月20日付  
 長野 1847 望月 勝利 兵庫 1674 釜江 勇  
 山口 656 大田謙一郎 山口 795 吉田 多里  
 大分 224 本田 幸雄

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年8月25日付 宮城 853 永井 文夫  
 平成26年9月4日付 愛知 2402 大久保寿則  
 平成26年9月12日付 青森 681 堀 正八  
 平成26年9月26日付 神奈川 2931 松本 龍平  
 平成26年10月1日付  
 東京 5034 大田和 勝 神奈川 1502 石井 武人  
 神奈川 2981 島村 正明 埼玉 1048 黒須 信義  
 栃木 601 海老原富士枝 新潟 1718 黒井 克脩  
 大阪 1505 藤原真一郎 大阪 2406 長谷川邦弘  
 大阪 2969 佐藤 秀樹 愛知 1997 黒部 大輝  
 愛媛 830 竹内 和生  
 平成26年10月10日付  
 東京 5764 北村 良久 埼玉 2443 新井 大輔  
 千葉 1079 中村 博愛 千葉 1268 鹿野 勇一  
 千葉 2049 笹川 悟 栃木 645 田崎 豊  
 栃木 822 稲見 祐一 静岡 1001 久保山勝行  
 静岡 1205 立川 保夫 静岡 1395 浅田 方生  
 長野 1923 三澤 隆男 長野 2106 久保田勝芳  
 長野 2324 田中隆一郎 新潟 1810 遠藤 敏夫  
 新潟 1903 伊藤 雅美 大阪 2367 脊戸 達也  
 大阪 3112 黒田 郷至 兵庫 1314 藤原 忠夫

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年10月10日付  
 大阪 2855 水野 浩 大阪 3096 栗谷 正彦  
 大阪 3176 渡口 優 大阪 3202 森田 朋也  
 大阪 3208 久保 尚之  
 平成26年10月20日付  
 東京 7100 萩原 崇史 東京 7821 雨宮 秀仁  
 東京 7823 三村 誠 群馬 855 萩原 澄之  
 大阪 2351 谷山 泰吉 大阪 3115 一守 博正  
 愛知 2392 二村大次郎 愛知 2606 永野 俊一  
 愛知 2765 小谷 勇人 愛知 2822 加藤 充  
 山口 953 梶山 実 福岡 2228 岡田 洋輔  
 札幌 930 小川 和紀 札幌 1031 高橋 悦子  
 札幌 1155 竹田 幸雄 札幌 1170 橋本 昌樹  
 札幌 1173 小西 英樹 旭川 296 大野 仁



言 霊

水上陽三

竜淵に潜みて山の根を穿つ  
町内旗三十九流体育祭  
畝売りの甘諸ぼつぼつ掘られあり  
烏瓜提げ来し女きつね顔  
寺小春言霊に季ありてなし

雑 詠

水上陽三選

茨城 中原ひそむ

秋風と思ふ浴後の爪を切る  
かさ音こそと返して落葉徑  
故郷といふもの持たず雁渡る  
猪を撃ちし木霊の返りゆく  
高台の仮設住宅月昇る

茨城 島田 操

どの道を辿るも柿の出店あり  
菊盛り出雲の国に慶事あり  
縁側に二つの茶碗菊日和  
背に陽射し乗せて切干作る妻  
被写体となる冬耕の老農夫

東京 黒沢利久

歳時記に慣れて久しき秋の空  
散策の雨傘ひらく暮の秋  
見知りたる雉子猫に遇ふ十三夜  
浮雲の編隊北へ秋日和  
医師ひとり患者一人の秋の昼

岐阜 堀越貞有

大きいのだけを選びて大根引く  
失敗もその日に忘れ石路の花  
冬めきてそれでも子供水遊び  
初時雨行きも返りも同じ道  
蕎麦刈や畑は傾斜よく滑り

愛知 鍋田建治

熊避けの鈴を鳴らして紅葉狩り  
電車来るよいやさよいやさ秋神輿  
大杉の空に豊かな鱗雲

東京 雅々 女

お湯割りの腸に染む冬はじめ  
小さき子の踏ん張って引く大根かな  
訛ある男の手締め一の酉

今月の作品から

水上陽三

中原ひそむ

高台の仮設住宅月昇る

東日本の大震災の被災者のための仮設住宅であろうと思われる。三年経った今も被災者に不自由な仮設住宅での生活が強いられる人達の居ることを忘れてはならない。その高台の住宅から見る洋上に満月が昇る光景は、いたいたしいまでに爽やかな夕べである。

島田 操

被写体となる冬耕の老農夫

昔の田圃は多くが二毛田であったので裏作の作付のため、荒鋤、均し、作付と重労働であった。最近では機械作業になったため冬耕の景色も様変わりしている。したがって人力による冬耕の様は通行人や観光客に被写体にされるほど珍しい光景なのではないか。恐らくこの農夫は作者自身なのではなからうか。

黒沢利久

医師ひとり患者一人の秋の昼

町中の診療所であろう。最近患者の多くは大病院の外來に行くことが多くなったので、なかには閑散とした診療所も見受けられる。それにしても閑散とし過ぎるので昼休みの時間帯の前後ではなからうか。老齡化の進む現在では懐かしい昔々の診療所風景といえよう。

堀越貞有

失敗もその日に忘れ石路の花

失敗は成功の基といわれるが、そのような大袈裟なものではなく日常茶飯的な失敗で、失敗は失敗として心に刻みながらくよと後を引かないと言う前向きな姿勢を自らに言い聞かせているのである。年寄りの生活には欠かせない心構えである。



# セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書 のダウンロードについて



セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」(以下「新認証局」という。)が発行する電子証明書は、電子ファイルです。

当該電子ファイルは、専用のダウンロードツールを利用して、お手持ちのパソコンにダウンロードしていただく必要があります。

以下、ダウンロードの手順の概要について、説明します。

- 1 連合会ホームページ「会員の広場」から、ダウンロードツールを取得してください。(オンライン申請関係(セコムパスポート for G-ID)→1. 電子証明書のダウンロード)  
※ ダウンロード方法の詳細を記載したマニュアルもご用意しておりますので、ご覧ください。



- 2 1でダウンロードした電子証明書ダウンロードツールを使って、電子証明書を取得してください。

※ 電子証明書のダウンロードには、本人限定受取郵便に同封の「セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書識別番号及びPINコードのお知らせ」に記載されている識別番号及びPINコードの入力が必要です。

※ 電子証明書は、ダウンロード開始から1時間を経過すると再度ダウンロードできなくなります。

- 3 ダウンロードした電子証明書は、すぐにご利用いただけます。

※ PDFへの署名には環境設定が必要となります。詳細は、「登記・供託オンライン申請システム」ホームページに掲載されている「PDF署名プラグイン操作説明書」をご覧ください。

## ご注意！

- 1 新認証局から本人限定受取郵便を受け取りましたら、**必ず速やかに電子証明書をダウンロードしてください。**
- 2 電子証明書をダウンロードしましたら、電子証明書の記載事項を確認の上、同封の受領書に実印を押印し、**「ダウンロード及び受領書返送期限」までに受領書を日本土地家屋調査士会連合会までご返送又はご持参ください。**
- 3 期限までに受領書が連合会に送付されない場合は、電子証明書が取消され、利用できなくなる場合がございます。また、**ダウンロードを実施せずに「受領書」をご返送いただいても、一定期間経過後に電子証明書は削除されますので、ご注意ください。**

## セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いた オンライン登記申請に必要な環境設定について



詳細の手順書などにつきましては、連合会ホームページ「会員の広場」の「オンライン登記申請関係」に掲載しておりますので、ご参照ください。

- 1 コントロールパネルの「プログラムと機能」において、連合会が提供していた次のツール類をアンインストールする。
  - (1) ICカードドライバ(日本土地家屋調査士会連合会向けICカードドライバ(Standard-9M))
  - (2) 電子署名プラグインソフト(SignedPDF)
  - (3) XML署名ツール(XMLインストーラ)
  - (4) ICカード検証ツール(ICカード検証ツール Setup)
  - ※ 括弧内は、「プログラムと機能」において表示される名称です。
  - ※ 当該手順は、(1)～(4)のツール類をインストールしていない、又は、既にアンインストールしている場合においては、必要ありません。
  - ※ ICカードドライバをアンインストールすると、連合会特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)が利用できなくなります。

- 2 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」から、「申請用総合ソフト」をインストールする。(当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。)
  - ※ 当該ソフトのご利用に当たっては、ご利用のパソコンに、Microsoft社の.NET Framework4又は.NET Framework4.5がインストールされている必要があります。
  - ※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)をご確認ください。

添付情報に電子署名をしない場合は、ここで終了です。



- 3 図面以外の添付情報(PDF)に電子署名をする場合  
「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」から、「PDF署名プラグイン」をダウンロードし、インストールする。(当該ソフトを既にインストールされている場合は、必要ありません。)  
委任状や不動産登記規則第93条不動産調査報告書等に電子署名を行う場合に設定してください。
  - ※ 詳しくは、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと・供託ねっと」(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)をご確認ください。
  - ※ 平成27年2月まで連合会特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)を併用する場合は、当該手順の後に、ICカードドライバをインストールしてください。

- 4 図面ファイル(XML、TIFF)に署名をする場合  
連合会ホームページ「会員の広場」から、「XML署名ツール」をダウンロードし、解凍する。  
地積測量図や建物図面等に電子署名を行う場合に設定してください。

## 特定認証業務の民間認証局への移行に伴う 電子証明書の発行について

連合会では、現認証局が行っている電子証明書の発行業務を、「電子署名及び認証業務に関する法律」における認定を受けた民間の認定認証事業者であるセコムトラストシステムズ株式会社に委託することとし、同社が運営する「セコムパスポート for G-ID 認証サービス」(以下「新認証局」という。)から電子証明書の発行を開始しております。

### 1 現認証局で発行した電子証明書の利用可能期間

2015年(平成27年)2月20日～27日に、現認証局において発行したすべての電子証明書を順次失効します。失効手続後は、電子証明書の有効期限に関わらず、すべてのICカードの利用ができなくなります。

### 2 新認証局が発行する電子証明書の利用申込み

#### (1) 利用申込書の送付対象

本年1月1日以降に、1日でも現認証局が発行した有効な電子証明書を保有されていた会員につきましては、新認証局が発行する電子証明書の利用申込書を連合会から9月5日に郵送しています。

#### (2) 利用申込書送付を希望する会員

(1)に該当しない会員につきましては、利用申込書送付希望が必要になりますので、連合会ホームページから申込みをお願いします。

### 3 新認証局における電子証明書の発行

#### (1) 必要書類等

電子証明書の発行には、①利用申込書※、②公文書(住民票の写し・印鑑登録証明書)、③発行負担金(領収書のコピー等)、④戸籍謄(抄)本(職名等を登録している会員)が必要です。

※連合会において、土地家屋調査士名簿の情報から、氏名や住所等の必要事項をあらかじめ印字した利用申込書を送付します。その利用申込

書の記載事項と必要書類となる公文書の記載内容が一致していることが、電子証明書を発行する条件の一つとされていますので、氏名や住所に変更がある場合は、土地家屋調査士名簿に係る登録事項変更の手続きを行っていただくことが必要になります。

#### (2) 利用申込みの受付開始

利用申込書の送付開始をもって利用申込書の受付の開始をしています。

連合会では、送付された必要書類等の確認を行い、不備のある場合は、適正なものになるようその対応を行います。また、ICカードは平成27年2月20日～27日にすべて失効することとなりますので、お早めにお申込みいただきますよう、ご協力をお願いします。

#### (3) 発行開始

本年10月末から電子証明書の発行を開始していますが、日々に発行できる枚数には限りがあります。発行に必要な書類が調っていることの確認ができた会員から、保有するICカードの残存する有効期限を考慮し、発行しております。

#### (4) 発行負担金

電子証明書の発行に係る負担金は10,000円(税込)です。ただし、現認証局において発行した電子証明書の有効期限の残存期間に応じて、新認証局から最初に発行する電子証明書に限り、次のとおりとします。

日調連特定認証局において発行した電子証明書の有効期限が該当する区分	発行負担金
2018/10/16 ~	1,000円
2018/ 4/16 ~ 2018/10/15	2,000円
2017/10/16 ~ 2018/ 4/15	3,000円
2017/ 4/16 ~ 2017/10/15	4,000円
2016/10/16 ~ 2017/ 4/15	5,000円
2016/ 4/16 ~ 2016/10/15	6,000円
2015/10/16 ~ 2016/ 4/15	7,000円
2015/ 4/16 ~ 2015/10/15	8,000円
2014/10/16 ~ 2015/ 4/15	9,000円
~ 2014/10/15	10,000円

(注) 電子証明書の発行や失効(取消)の手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等に則って手続を行わなければならないことから、会員各位にお手数をおかけすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

※この金額は、2016年(平成28年)3月31日(消印有効)までに連合会に到着した電子証明書利用申込書について適用します。

※平成26年第2回理事会決議により定められたものです。

## 移行スケジュール

	2014(H26)年度						2015年(H27)年度					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
現認証局	電子証明書発行期間											
								★失効2月20~27日				
								★閉局3/15				
新認証局	★利用申込書発送・審査開始											
	電子証明書発行開始											
			★10月末									
	ヘルプデスク(ダウンロード等に関する)											
		★10/1開始予定						★4/30終了予定				

# 私も加入しています

兵庫会 岸本 有宏

土地家屋調査士に登録してあっという間に2年が経ちました。現在31歳になりましたが、30歳を過ぎ、土地家屋調査士として仕事をする毎日はとても充実しており、月日の経つのが本当に早く感じます。

土地家屋調査士国民年金基金への加入は、開業して間もない時でしたので、加入した方がいいのかなというぐらいで漠然としか考えていませんでした。実を言うと、土地家屋調査士の先生方は皆加入しているものだと思っていたため、自分も加入しないといけないなと思っていたのです。この度、改めて土地家屋調査士国民年金基金のホームページを閲覧しましたが、決して加入者数が多い訳ではない現状を初めて知りました。

私が土地家屋調査士国民年金基金に加入したのは、同じく土地家屋調査士でもある父の勧めと、新人研修等で配られる資料の中に土地家屋調査士国民年金基金のパンフレットがあり、それを読んでいくうちに次第に老齢期のことも考えなくてはと思い始めたからです。そしてちょうどいいタイミングで加入の案内の連絡があり、30歳になると掛金が上がりますよと親切に教えていただいたことが決め手となり、30歳を迎えるタイミングで加入しました。年齢の若い時から加入した方が掛金は安いこともあり、いずれ加入しようと思っているならこのタイミングだと思いました。土地家屋調査士国民年金基金の加入が、老齢期を考える1つのキッカケとなったことは間違いありません。

将来の備えのために加入していますので、加入したからといって何か変わるものではありませんが、やはり土地家屋調査士国民年金基金に加入して私を感じる一番のメリットとしては、全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されることだと思います。個人事業主になると、毎年の税金の支払いも大変な苦勞だと思います。個人事業主にとって、節税対策というのは、やはりやっておく方が断然いいと私は思います。先輩先生方も色んな節税対策を探して取り組んでいらっしゃると思いますが、土地家屋調査士国民年

金基金は、将来設計に合わせてプランを組み立てていけますし、自由に掛金を増減できることも1つのメリットだと思います。全額が社会保険料控除対象となりますので、節税対策のためにどんどん掛金を増

額(上限はありますが)することも可能なのはありがたいです。しかも、掛金は全て将来のために積み立てられていき、将来の年金として受給できますので、決して無駄ではないということも安心できますね。

これから少子高齢化が進み、高齢者の数も急激に増え、男性の平均寿命も80歳を超える時代になってきています。年金受給開始からの老齢期も長くなり、将来の備えを考えていかなければなりません。もちろん土地家屋調査士国民年金基金は終身年金ですし、生涯年金を受給できます。土地家屋調査士の資格で生涯現役でとお考えの先生もいらっしゃると思いますし、個人的にコツコツ老後のために貯金されておられる方もいらっしゃるでしょうが、土地家屋調査士国民年金基金は上記で述べたようなメリットもありますので、まだ加入されていない方は是非検討されてみてはいかがでしょうか。電話での問合せも、親切に対応していただけたと思います。

私が年金受給者となる65歳には、どんな時代になっているのでしょうか。想像もつきませんが、どんな時代になるにせよ、未来の自分自身のために準備しておくことは、将来受給者となった時に、土地家屋調査士国民年金基金に加入しておいてよかったときっと思えるでしょう。



# 増口キャッシュバック キャンペーン

ゆとりある老後のために、年金額を増やしませんか？



## キャッシュバック

★5千円以上1万円未満の増口で

**3,000円**

★1万円以上2万円未満の増口で

**5,000円**

★2万円以上の増口で

**7,000円**

増口でさらに充実！

自由なプランで掛金設定。

ライフサイクルに応じて増減も可能です。

【キャンペーン期間】平成26年4月1日～平成27年3月31日

\*1年間に複数回増口頂いた場合でも、キャンペーンはお一人様初回の1回限り有効です。

\*増口された掛金の納入確認後、掛金引落口座にお振込み致します。

(振込予定日:増口申出月の2か月後の末日)

土地家屋調査士国民年金基金 : 0120-145-040 (フリーダイヤル)

# 平成27年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

## 出願要領

出願資格(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

### ◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校又は専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2015(平成27)年3月卒業(修了)見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2015(平成27)年3月修了見込みの者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2015(平成27)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

### ◎出願条件

- (ア)明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者
- (イ)日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者  
推薦条件:土地家屋調査士を志望し、本学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- 本入学試験制度は後継者育成が趣旨ではありますが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
  - 出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意くだされば結構です。

◎試験科目 面接 ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、合否を決定します。

### ◎願書受付期間等

A日程 受付は終了しました。

B日程

- (1) 願書受付期間…2015年2月19日(木)～3月4日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
  - (2) 試験日…2015年3月17日(火)
  - (3) 合格発表日…2015年3月18日(水)
- ※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

## 奨学金制度

### ◎学修奨励奨学金

入学前の3月末までに所定の資格を取得した方を対象に、入学年度の授業料を半額又は全額免除します。

半額免除:実用英語技能検定2級、TOEIC550点以上又は日商簿記検定試験2級のいずれか1つ

全額免除:実用英語技能検定準1級以上、TOEIC720点以上又は日商簿記検定試験1級のいずれか1つ

### ◎資格等取得奨励奨学金

在学中に所定の資格を取得した学生に対し、3～15万円の奨学金を給付します。

[奨学金が支給される資格の一例] ※対象となる資格検定等は変更になる場合があります。

土地家屋調査士試験、不動産鑑定士試験、宅地建物取引主任者試験、測量士・測量士補試験 等

## お問い合わせ

明海大学浦安キャンパス入試事務室

〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目 TEL 047-355-5116(直通)

明海大学公式ホームページ <http://www.meikai.ac.jp>

# 新認証局の電子証明書利用申込に関するお願い

平成26年9月から「セコムパスポート for G-ID」新認証局における電子証明書利用申込の受付を開始しておりますが、これまでに多く寄せられたお問合せについてまとめましたので、これからお申込みをされる会員につきましては、ご確認ください。

## 1 発行負担金について

新認証局が発行する電子証明書をお申込みいただく際の発行負担金は、同封の「電子証明書発行負担金のお知らせ」の「1 最初に発行する電子証明書の発行負担金」の金額をご入金ください。

「2 通常の発行負担金(2枚目以降)」とは、新認証局が発行する電子証明書の有効期間満了に伴って更新を行う場合又は電子証明書やPINを紛失し再度発行が必要となる場合などが該当します。

新規に電子証明書の利用を申し込まれる会員につきましては、発行負担金は10,000円(税込)となります。

## 2 振込先の口座について

(1) 振込先につきましては、必ず次の口座にご入金ください。

- ・金融機関名：みずほ銀行
- ・支店名：九段支店
- ・振込先名義：日本土地家屋調査士会連合会
- ・口座の種類：普通
- ・口座番号：1601962

※ 振込先の口座は、現行の日調連特定認証局の申込時のものとは異なります。

(2) 振込者名について

(会番号2ケタ+登録番号5ケタ)+会員名をご入力ください。

例) 東京会の第9999番「調査士 華子」の場合、  
「0109999 チョウサシハナコ」

発行負担金の振込時に、登録番号のご入力又はご記載ができない場合は、振込者名として電子証明書の申込者名をご入力又はご記載ください。

※ 振込者名に登録番号や氏名がない場合又は振込名義が会社名などの場合、振込者の特定が困難となり、発行が遅れる場合があります。同姓同名の会員が他にいる場合についても、振込者の特定が困難になりますので、登録番号のご入力又はご記載にご協力をお願いします。

## 3 利用申込みに必要な書類

- (1) 利用申込書(実印を鮮明に押印してください。)
- (2) 印鑑登録証明書(コピー不可)
- (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は広域交付住民票(コピー不可)
- (4) 振込依頼書又は領収書等の控のコピー
- (5) (職名を登録している場合) 戸籍謄(抄)本(コピー不可)

※ 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本などの公文書をコピーしたものは不備書類となり、取り扱えません。

## 4 職名・日本名について

職名とは、婚姻等により氏名が変わった後も、旧姓を使用して業務を行う場合に土地家屋調査士名簿に登録する土地家屋調査士としての氏名です。

日本名とは、外国人の方で通称を使用する場合、土地家屋調査士名簿に登録する氏名です。

利用申込書の「職名又は日本名」欄が空欄の会員につきましては、「職名又は日本名」が登録されておられませんので、そのままご返送ください。

日調連特定認証局が発行した電子証明書(ICカード)は、平成27年2月20日~同月27日にすべて失効します。



## 山口会

### 『別府シーサイドリレーマラソン』 に参加しました！

ランニング同好会 伊藤 真由美



『会報やまぐち』第117号

風薫る2014年5月25日(日)大分県別府市の別府国際観光港で行われた『別府シーサイドリレーマラソン』に参加してきました。参加者は、井上哲也先生、若月先生、田村直久事務所の森下さん・事務局の伊藤の同好会メンバーと井上先生の奥様、若月先生のご友人藤田さん、私の夫を加えた総勢7名です。

昨年の9月にJRA小倉競馬場にて対戦した大分県土地家屋調査士のランニング同好会からのお声かけにより大分県での再戦となりました。前回山口会が勝利している手前、たやすく負けるわけにはいきません。

コースは、周回1.5 km、アップダウンの少ない比較的走りやすいコースです。

天候は曇り、港ならではの気持ちの良い海風が吹いていて、まさにマラソン日和です。

スタート前、大分会と互いの健闘を祈りエールを交わし、そしてスタート！

リレーマラソン初参加の私はそのスピードに圧倒されました。ほぼ全力に近いスピードで駆け抜けるランナー達。リレーマラソンは、仲間と一緒に和気満々楽しく走るものを思っていたイメージが一変。

これは、全力を出し切らねばとプレッシャーと気合が入りました。

若月先生からスタートした我が山口会は、好調な滑り出し。7人で順番に1周ずつ走りました。実際に走ってみると、最初の半分は快調に進みますが、やはり途中でペースダウン…後半アスファルトから土のグラウンドに入るとさらに足が重く感じられます。でもチームや大分会の皆さんが声をかけて下さり最後の力がふりしぼれました。あっという間の1周です。心臓がバクバクし、リレーマラソンってこんなにきついんだと実感しました。

私は、4周走りましたが、周回ごとに疲労感が増し、だんだんとタイムが落ちてしまいました。若月先生、藤田さんが1周多く走って下さり、最後はみんなで手をつないでゴールテープを切りました。本当に気分爽快でした。

大分会との勝負ですが、最初こそ山口会がリードしていましたが、中盤から後半にかけては抜きつ抜かれつのデッドヒート！でも、最後は約1分の差をつけて辛くも勝利しました！！

レース後、大分会の皆さんとレースを振り返りつつお互いの健闘を称えあい、次回は、山口県内

のリレーマラソンで再戦することを約束しました。

その後、山口会メンバーで、別府市内の「別府ひょうたん温泉」に移動し、温泉に入りレースの疲れを癒し、昼食で大分の味を堪能し、大満足で帰路に着きました。



# 長崎会

## 『伊能忠敬相浦地区測量二百周年記念碑』建立報告

佐世保支部長 山口 賢一



『会報ながさき』第70号



本年5月9日、「伊能忠敬相浦地区測量二百周年記念碑」の除幕式が、朝長則男佐世保市長はじめ多数の来賓の方々に御臨席頂き盛大に開催されました。

伊能忠敬の測量日誌によると、第八次測量の際、佐世保市相浦地

区に14日間滞在、日本全国を測量される中、最も滞在された場所でした。文化9年(1812)12月28日、相浦に到着した測量隊は休測し、新年を迎えられます(休測時には江戸への書状、娘の妙薫へ年賀を出し、天測を行う)。また自身は、「七十に近き春にぞ相の浦九十九島をいきの松原」と詠み、古希を迎えられ、1月4日より石碑建立地である相浦港を拠点として南九十九島の島々を測量されました。

伊能忠敬の相浦滞在、そして西海国立公園のシンボルである

九十九島の測量から200年を迎えるにあたり、改めてその偉業を顕彰するとともに、地域の歴史や文化を掘り起こし、今後の相浦地区発展の一助になればと、「伊能忠敬研究会」会員である平川定美氏が石碑建立を提案されました。

一昨年、発起人である平川氏、佐世保史談会、相浦地区の自治会や団体を中心として「伊能忠敬相浦地区測量二百年記念之碑設立委員会」を設立しました。約2年間、建立地の選定、官公庁との打合せ、石碑のサイズや文言の検討、広報活動等をそれぞれの委員が分掌し活動してきました。

建立後の委員会では、建立地を地域の方々や子供たちへの歴史教育の場として活用していく事を確認し、5月16日「伊能忠敬相浦地区測量二百周年記念碑設立講演」と題し、約100名のご参加の下、各委員が伊能忠敬、相浦に対する想いを伝えられました。

### 伊能忠敬相浦地区測量二百年記念之碑設立委員会

- |          |                        |       |
|----------|------------------------|-------|
| 発起人      | 伊能忠敬研究会九州支部会員・佐世保史談会会員 | 平川 定美 |
| 設立委員会委員長 | 相浦地区商工振興会会長            | 村中 弘司 |
| 委員       | 相浦地区連合町内会会長            | 山口 久雄 |
| 委員       | シティ不動産代表               | 坂本陽一郎 |
| 委員       | 長崎県土地家屋調査士会            |       |
| 委員       | 佐世保支部長                 | 山口 賢一 |
| 委員       | 相浦史談会・佐世保松浦党研究会々員      | 澤 正明  |
| 委員       | 佐世保史談会会員               | 吉田 光久 |
| 委員       | 佐世保史談会会員               | 中島 眞澄 |



設立委員会メンバー写真  
左から(敬称略)

- 澤 正明
- 吉田 光久
- 平川 定美
- 坂本陽一郎
- 村中 弘司
- 山口 久雄
- 山口 賢一
- 中島 眞澄





## もしもこんなことが 起こってしまったら？

境界標埋設作業中に地中の水道管を破損させてしまった。

分筆登記申請に際して、コンクリート杭を埋設しようとしたところ、  
誤って地中の水道管を破損させてしまった。

水道管の修理代として、137,382円の請求を受ける。

## お役に立ちます！！ 土地家屋調査士賠償責任保険

### 解決内容

<土地家屋調査士の責任>

現地での注意不足によるものであり有責と判断

<解決方法>

示談(注:保険会社による「示談交渉サービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、  
ご相談しながら進めさせていただきます。)

<保険適用>

修理代137,382円を損害額として認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

# 平成26年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士及び同制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。



旭日双光章

**西永 正信** (富山県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴45年  
富山会理事、同副会長、同会長を歴任  
平成13年法務大臣表彰等、現在富山会顧問、70歳



黄綬褒章

**市川 哲郎** (山梨県土地家屋調査士会)

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年  
山梨会理事、同副会長、同会長を歴任  
平成22年法務大臣表彰等、現在山梨会名誉会長、64歳



黄綬褒章

**尾方 善光** (福井県土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年  
福井会理事、同副会長、同会長を歴任  
平成20年法務大臣表彰等、67歳



黄綬褒章

**小林 昭雄** (青森県土地家屋調査士会)

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年  
青森会理事、同副会長、同会長、日調連理事、同常任理事を歴任  
平成23年法務大臣表彰等、現在日調連参与、青森会名誉会長、60歳



黄綬褒章

**柴山 武** (福島県土地家屋調査士会)

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年  
福島会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任  
平成25年法務大臣表彰等、現在福島会名誉会長、64歳



黄綬褒章

**関根 一三** (埼玉県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年  
埼玉会理事、同常任理事、同副会長、日調連理事、同常任理事、同副会長を歴任  
平成19年法務大臣表彰等、現在日調連相談役、埼玉会相談役、65歳



黄綬褒章

**中村 秀紀** (滋賀県土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年  
滋賀会理事、同副会長、同会長を歴任  
平成22年法務大臣表彰等、現在滋賀会名誉会長、72歳



黄綬褒章

**野津 英幸** (島根県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年  
島根会理事、同副会長、同会長を歴任  
平成25年法務大臣表彰等、現在島根会顧問、64歳

※受章者の年令・歴に関しましては、平成26年11月3日発令日の年令・歴です。

# 土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 26 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

## 九州ブロック協議会

記

開催日時	平成27年1月31日(土)午前10時 開始 平成27年2月 1日(日)午後5時30分 終了
開催場所	福岡県福岡市博多区中洲5-2-18 「アイピーシティホテル福岡」 電話 092-262-2009
申込手続	受付期間 平成26年12月1日(月)～平成27年1月9日(金) 申込先 所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先 までお問い合わせください。

### 編集後記

#### 「人生を豊かにするコミュニケーション」vol.2

今回は、初めての人にコミュニケーションで好印象を与える方法の第2回目として、「印象づくりとしての名刺作成方法」について教えていただきました。

まず始めに、「好印象」という言葉について、概念を統一しておく必要があると思いますので、今という時代背景について少し確認しておきましょう。

現代は、インターネットの普及が一段階進み、FacebookやtwitterなどのSNS利用者が拡大し続けています。インターネットを利用している全人口のうち、約50%はなんらかの実名公表型SNSへ加入しているという時代となっています。

これは一体何を意味しているのでしょうか。上野先生によると、それは「人間一人一人が本当の情報を求めている時代になってきており、所属団体や資格名よりも、個人の人間性や能力を問われてきている」と分析されています。

だからこそ、自分を表現する代表的なツールの一つとして、「名刺」はとても重要な要素だと思います。

そして人間性を問われるという点で、専門知識だけでなく、対応の在り方に「よく自分の気持ちを聞いてもらえる」というような部分までも求められるようになって

てきた昨今ですから、簡単に言えば「人としての柔らかさ・思考の柔軟さ」をどう表現するのが鍵のようです。

選挙のポスターなどでも、昔は「頭のキレ」や「誠実さ」が前面に出ていましたが、現代は「笑顔」や「柔らかさ(優しさ)」を強調するように変化しています。

その意味で、上野先生がお勧めされるのは、貴方という個人を柔らかく見せられるプロフィール写真やイラストが入っているものでした。中でも写真をトレースしてイラスト化し、表情をある程度変化させて似顔絵化してくれるタイプのイラストレーターに依頼するのは特にお勧めとのことでした。

似顔絵イラストは名刺だけでなく、チラシやホームページでも使えますからとても便利だと思います。近くにそういったお知り合いがいらっしゃらない方でも、「写真名刺」や「似顔絵名刺」とインターネットで検索すれば該当する業者がいくつも出てきます。一度、探してみられたらいかがでしょうか。

「名刺」に限らず、自分の人間性を笑顔や柔らかさという特徴を通して伝えることは、きっと時代に即したコミュニケーションスタイルなのだろうと思います。

広報部次長 金子正俊(大阪会)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社